

第7次 府中市総合計画

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

（答申）

令和3年10月

府中市総合計画審議会

目次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 総合計画について | |
| 1 総合計画とは | 2 |
| 2 計画構成 | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 序論 | |
| 第1章 社会潮流と課題 | 4 |
| 第2章 人口動向と将来見通し | 10 |
| 第3章 財政状況と将来見通し | 16 |
| 第4章 第7次総合計画の策定にあたって | 23 |
| 基本構想 | |
| 第1章 まちづくりの基本理念、都市像及び基本目標 | 25 |
| 第2章 まちづくりの大綱 | 27 |
| 第3章 行財政運営の大綱 | 39 |
| 基本計画 | |
| 第1章 前期基本計画について | |
| 1 計画の位置付け | 43 |
| 2 計画期間 | 43 |
| 3 ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応 | 43 |
| 4 SDGsとの関係 | 44 |
| 第2章 施策体系 | 46 |
| 第3章 重点プロジェクト（第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略） | 48 |
| 第4章 分野別の施策 | |
| 1 人と人との支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉） | 62 |
| 2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境） | 108 |
| 3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習） | 136 |
| 4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業） | 178 |
| 第5章 行財政運営に関する施策 | |
| 1 行財政運営 | 212 |
| 2 進行管理 | 234 |

総合計画について

1 総合計画とは

総合計画は、市の最上位計画として、市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるものです。

2 計画構成

この計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

基本構想

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示しています。

市民とともに市が協働して達成を目指す計画と位置付けており、市民と市が協働で策定しています。

基本計画

基本計画は、基本構想における都市像及び基本目標を実現するために、市が取り組む施策の体系及び基本的方向を示すものです。前期基本計画・後期基本計画に分けて策定し、施策ごとの取組内容や重点プロジェクトなどを示しています。

市が責任を持って達成を目指す計画と位置付けており、市が主体となって策定しています。

3 計画期間

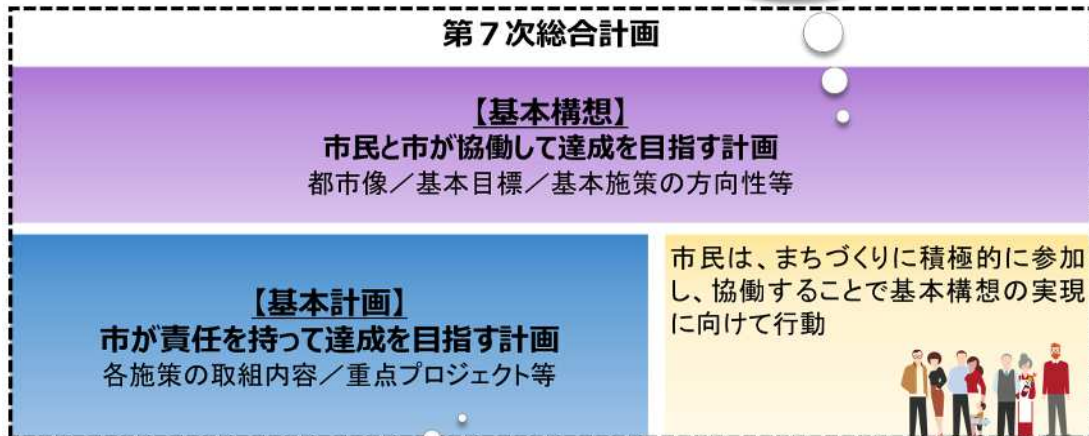
第7次総合計画の基本構想の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間とします。

基本計画の計画期間は、前期・後期それぞれ4年間とし、前期基本計画を令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）、後期基本計画を令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）とします。

第7次総合計画の構成イメージ

◎市民と市が協働で策定

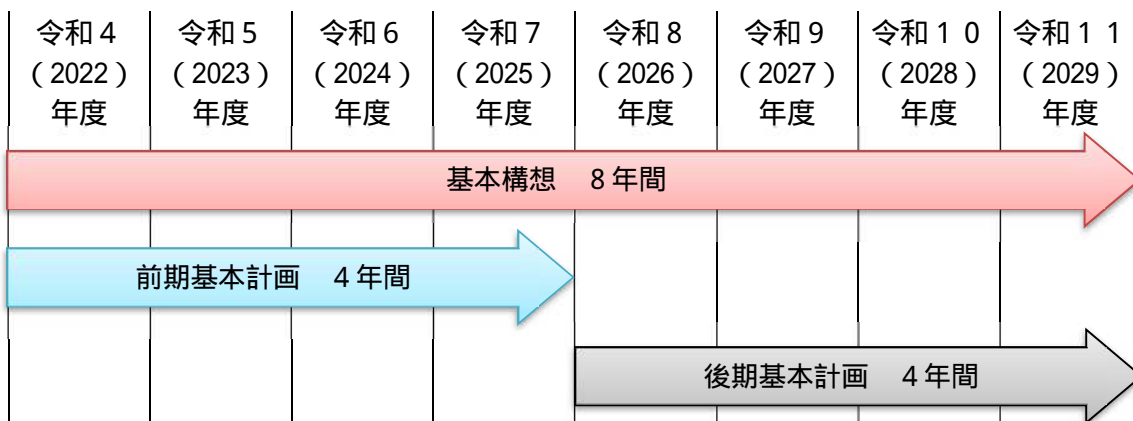
まちづくりの主役である市民の考えを政策に反映できるよう、公募市民・市職員による「市民検討会議」及び「無作為抽出タウンミーティング」で論点整理等を行った後、「総合計画審議会」において内容を検討



◎市が主体となって策定

基本構想をもとに市が立案し、審議会等で検討

第7次総合計画の計画期間



序論

第7次総合計画の策定にあたり、その背景となる社会潮流と課題、本市の人口や財政の現状と将来の見通しなどを捉える必要があることから、これらの基礎的な情報やデータなどについて、序論としてまとめるものです。

第1章 社会潮流と課題

1 衛生・健康リスクへの対応

平成15年(2003年)に発生した重症急性呼吸器症候群(SARS: Severe Acute Respiratory Syndrome)や平成21年(2009年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1亜型)、平成24年(2012年)に発生した中東呼吸器症候群(MERS: Middle East Respiratory Syndrome)など、これまでも世界的な影響がある感染症が発生していましたが、令和元年(2019年)12月以降、新型コロナウイルス(COVID-19)による感染が世界各国で急速に広がりました。日本においても、令和2年(2020年)以降に全国的に感染が広がり、繰り返し感染者数の増加局面を迎え、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が出されました。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック開催と時期を同じくして、それ以前の水準を上回る感染拡大に見舞われたことから、ほとんどの競技が無観客開催となったほか、集客イベントの中止や規模の縮小、不要不急の外出自粛、飲食店等における営業時間の短縮とアルコール類の提供制限など、国民の社会生活や経済活動に深刻な影響を与えました。令和2年度末から開始されたワクチン接種などの対策が進められているものの、変異株の出現により感染拡大のリスクが完全に払しょくされるには今しばらく時間を要するものと見込まれています。このため、引き続き、医療、福祉、介護、子育て、教育、防災、文化、スポーツ、交通、商工業、観光などあらゆる分野において、感染症に対する予防と感染拡大防止に向けた様々な対策が求められています。

また、この感染症の流行を契機として、テレワーク¹の普及やハンコ文化の見直しなどビジネスのあり方の変化、キャッシュレス決済の普及、宅配ビジネスの利用拡大など、三つの密(密閉・密集・密接)を抑制する新しい生活様式の実践が求められています。

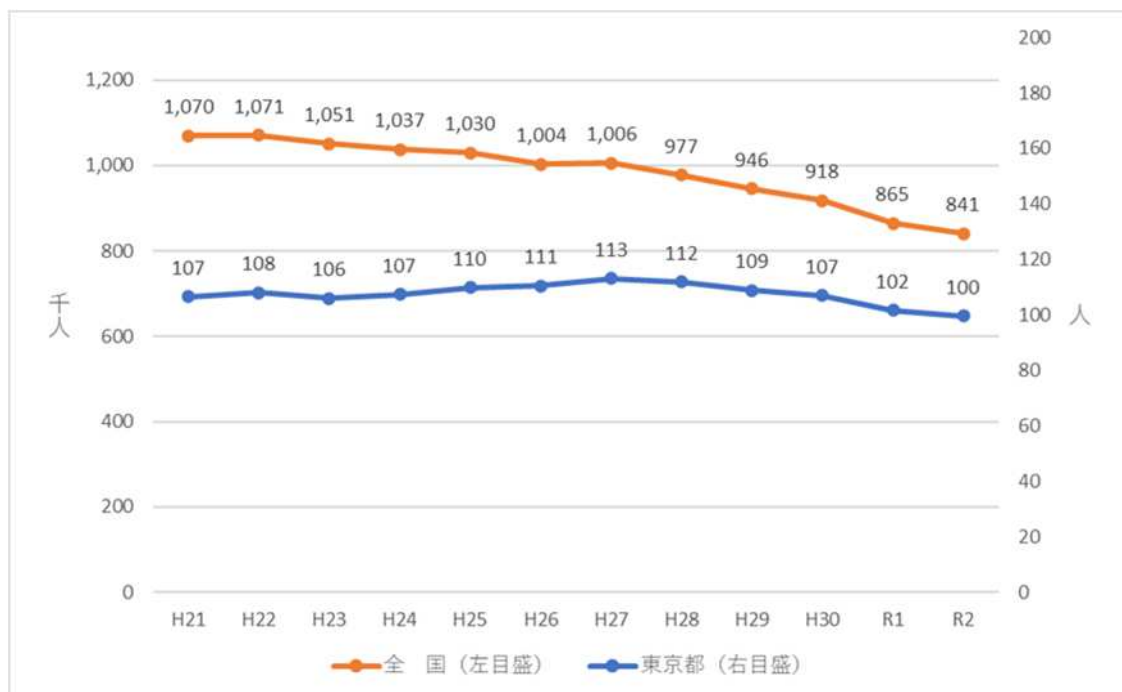
地方公共団体においても、衛生・健康リスクへの対応を強化するとともに、感染症収束後における市民ニーズの変化にも留意していく必要があります。

2 少子化の進展への対応

日本では、人口規模の大きいいわゆる団塊ジュニアと呼ばれる世代の女性が出生率の高い年齢階層を超えたこともあり、出生数が初めて100万人を下回った平成28年（2016年）からわずか4年で約13万人の減少となり、急速に少子化が進展しています。家族のかたちの多様化により子育て支援が必要な家庭が増加している中で、保育所の整備や育児休暇取得の促進など、仕事と子育てを両立することのできる環境整備が望まれています。若い世代の人口は継続的な減少傾向にあり、今後も急激な上昇は考えにくいと見込まれることから、今後も少子化が進行する懸念があります。

このため、地方公共団体において急速な少子化を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ることが求められています。

全国及び東京都の出生数の推移



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」より作成

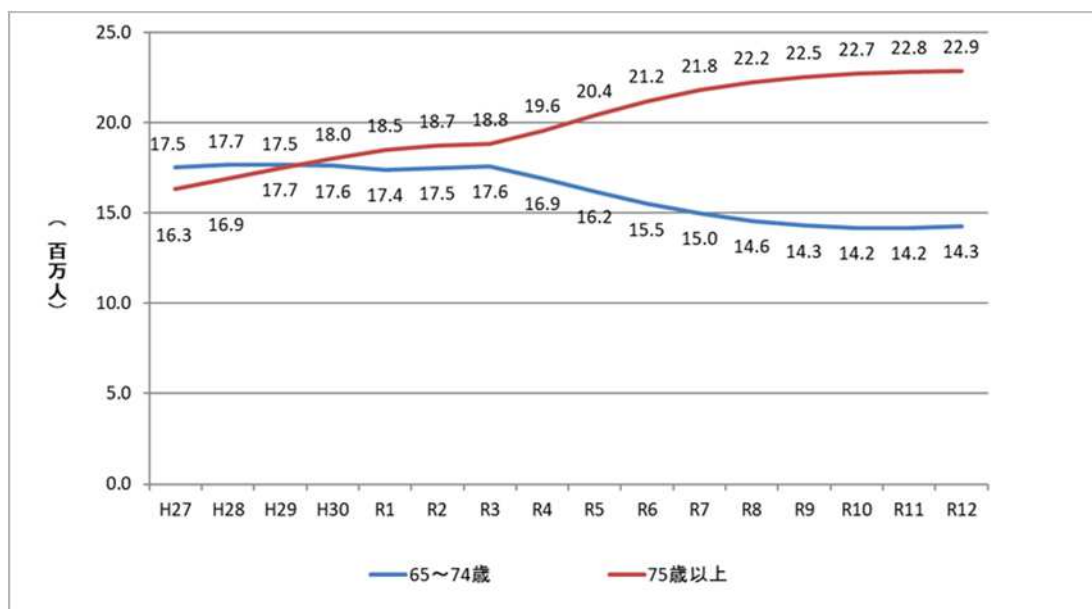
3 高齢化の進展への対応

日本では、急速に高齢化が進展しています。特に令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の比率がこれまでにないほど高まる見込みであるため、医療・福祉関連の需要の増大などに備える必要があります。

家族の介護負担に対する支援や、要介護状態となることを回避するための健康寿命延伸に向けた取り組みの一層の強化、孤立化が懸念される高齢単身者や高齢夫婦世帯への心のケアも含めた支援、認知症患者の増加に対する地域における理解と支援の充実など、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応することが求められています。

こうした動向に対し、地方公共団体においては、オンラインも含めた医療・福祉サービスの供給体制の充実や地域コミュニティにおける支え合いの仕組みの構築などに取り組むことが求められています。

全国の高齢人口の将来見通し（出生中位、死亡中位）



（資料）国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

4 地球環境への配慮

二酸化炭素の排出などによる地球温暖化の進行やマイクロプラスチック²による海洋汚染、まだ食べることのできる食品の大量廃棄(食品ロス)など、地球環境負荷の増大に係る様々な問題が深刻化しています。こうした課題に対し、政府は令和12年(2030年)までに温室効果ガスの排出量を平成25年(2013年)比で46%減らし、令和32年(2050年)までに排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にするとの政策目標を掲げるなど、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを加速化させています。

省エネルギーへの取り組みによる二酸化炭素等の排出量の削減、再生可能エネルギーの活用、レジ袋やプラスチックストローの利用削減などによる廃プラスチックの排出抑制、食品ロスの削減などについて、地方自治体においても、企業や市民一人ひとりがその活動や生活の中で配慮し取り組むことを促進、支援していくことが求められています。

5 災害に強い地域づくり

近年、東日本大震災や熊本地震をはじめとした地震災害、台風やゲリラ豪雨などの風水害など大規模な自然災害が繰り返し発生しており、今後もこうした状況が続く恐れがあると考えられます。このため、国では、平成25年(2013年)に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、翌年、これに基づく国土強靱化基本計画を策定、さらに平成30年(2018年)にはこれを改定するとともに、令和3年(2021年)5月には災害対策基本法を改正するなど、災害への備えや対策の強化を進めています。こうした動きと連動して、地方公共団体に対しても国土強靱化地域計画の策定や災害発生時の避難に関する取り組みの強化を求めています。

こうした背景のもと、地方公共団体においても、自然災害から市民の生命を守る取り組みとして、建築物や道路、橋梁等の耐震性の向上や豪雨時の下水道の処理能力の強化などの都市基盤の整備、防災資材等の整備、災害発生時の行政と関係機関との連携体制の確立、地域の自主防災組織への支援、避難所における感染症対策、市民一人ひとりの平時からの備えについての啓発や支援など、多角的な対策の充実が必要とされています。

6 価値観の多様化・共生社会の実現

日本で暮らす外国人数(在留外国人数)は増加傾向が続き、令和2年(2020年)末時点では288万7千人に達しました。その後、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に伴う渡航制限により、外国人入国者数は大幅に減少していますが、中期的には新たな在留資格「特定技能」の創設などを背景として、増加することが見込まれます。こうした状況を受け、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するなど、就労支援に加えて、日本語教育の充実など生活者としての外国人に対する支援の拡充が求められています。

こうした国際化の進展に伴い、多様性の尊重を重視する国際的な意識の高まりを背景として、国籍や文化的背景、障害の有無、性自認・性的嗜好、年齢などに関わらず、誰もがそれぞれの個性や価値観を尊重され、安心して自分らしく生活し、活躍できる、共生社会づくりを地域の多様な主体が連携して進めていくことが強く求められています。

7 情報通信技術（ICT）の活用

国は、情報通信技術の活用による経済発展と社会的課題の解決を図るため、令和3年（2021年）9月に「デジタル社会形成基本法」を施行、デジタル庁の設置、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成し、AI³やIoT⁴といった新たな技術の開発・実用化、ビッグデータの活用による官民のサービス、事業の最適化などを促進することとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によりテレワーク¹を導入する企業が増加し、これを支える基盤として普及したオンラインコミュニケーションツールがニーズに応じて高度化しており、さらなる普及が進むことが見込まれています。

こうした動向に対し、地方公共団体においては、市民や事業者の情報通信技術の活用を促進するとともに、行政サービスの効率化・デジタル化と安全性の確保に取り組むことが求められています。

情報通信技術の発展による社会変革のイメージ



（出典）内閣府「Society5.0⁵ウェブサイト（令和2年2月）」

8 SDGsへの対応

平成27年（2015年）の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が打ち出されました。このSDGsは、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向け、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17のゴールを提示しています。

日本においては、平成28年（2016年）に国がSDGs実施指針を決定して取り組みを進めており、地方公共団体においてもSDGsの理念を踏まえ、持続可能な地域づくりに向け、地域の企業や市民と協働して、目標達成に寄与する施策を積極的に推進することが求められています。

SDG s の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典) 国際連合広報センター資料

SDG s の 17 のゴールの概要

| ゴール | 概要 |
|-----|--|
| 1 | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| 2 | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| 3 | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 4 | すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
| 5 | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
| 6 | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| 7 | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| 8 | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
| 9 | 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| 10 | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| 11 | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| 12 | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| 13 | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 14 | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| 15 | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| 16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 17 | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 |

(出典) 国連持続可能な開発サミット「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(外務省仮約)」

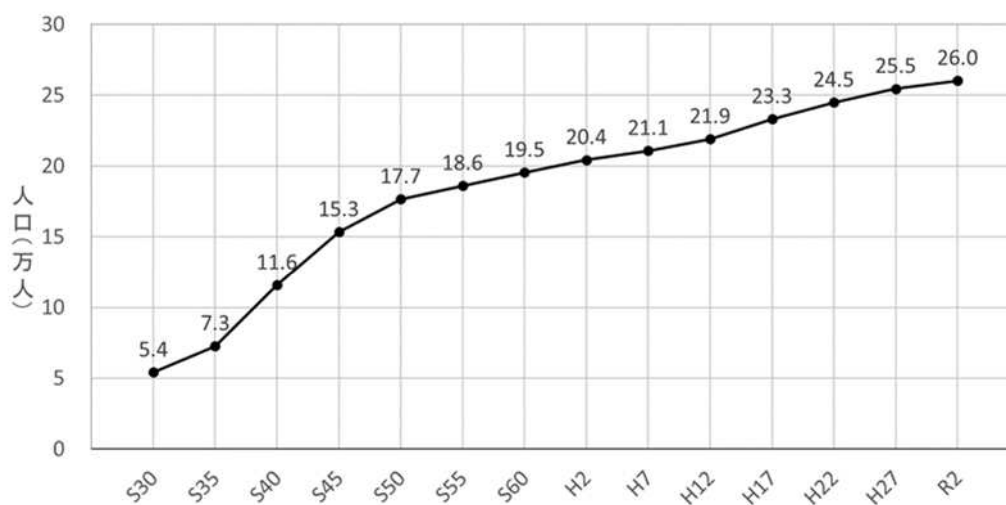
第2章 人口動向と将来見通し

1 本市の人口の動向

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、近年は一貫して増加傾向にあり、特に昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）に人口が急増しました。その後も、ペースは鈍化したものの人口の増加は続き、令和2年（2020年）時点で26万人に達しています。

総人口の推移



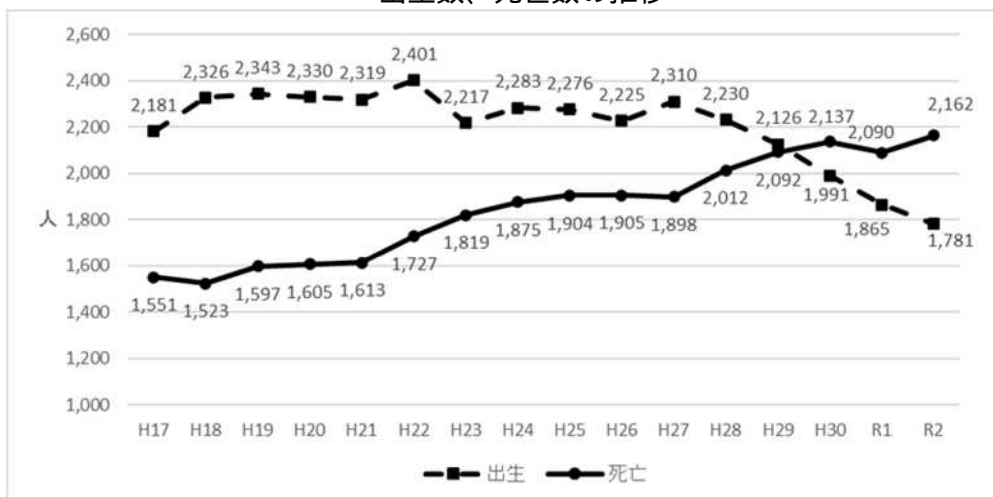
総人口は各年1月1日時点の住民基本台帳人口
平成24年（2012年）以前は外国人人口を含まない。

(2) 自然増減の動向

出生数、死亡数について、平成29年(2017年)以前は、出生数が死亡数を上回っていましたが、その後は下回っています。

合計特殊出生率の推移をみると、本市では、東京都(全体、区部、市部)と比べると高い値で推移していますが、全国と比べると低い値で推移しており、平成27年(2015年)に1.44と全国平均値1.45に近づいていますが、以降減少に転じたことで、令和元年(2019年)時点では1.26と全国平均値1.36と乖離しました。

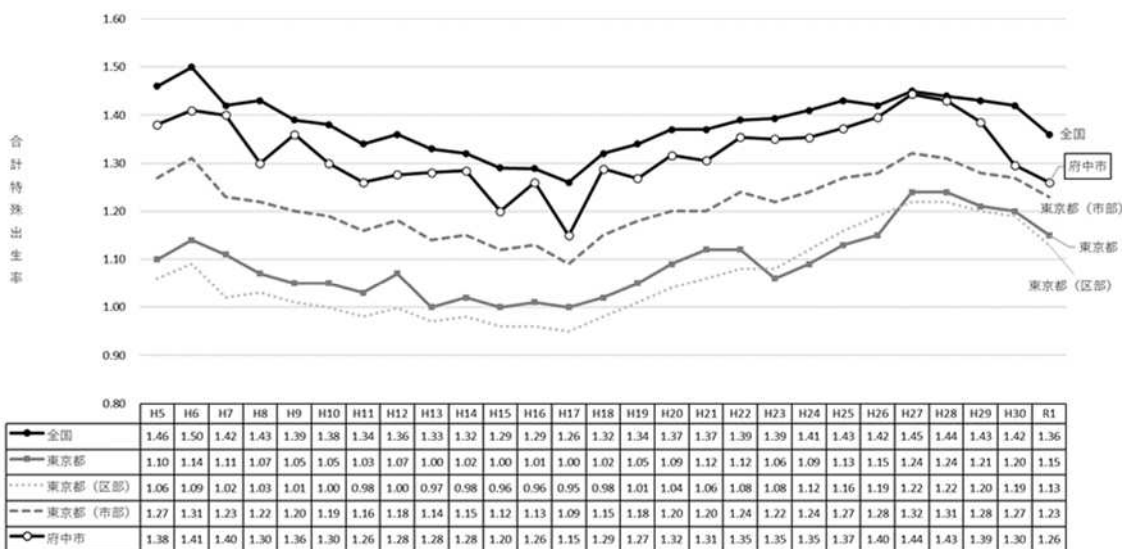
出生数、死亡数の推移



平成25年(2013年)以降は各年1月1日から12月31日までの一年間
 平成24年(2012年)以前は4月1日から3月31日までの一年間
 日本人のみ

(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

合計特殊出生率の推移



(資料) 総務省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」より作成

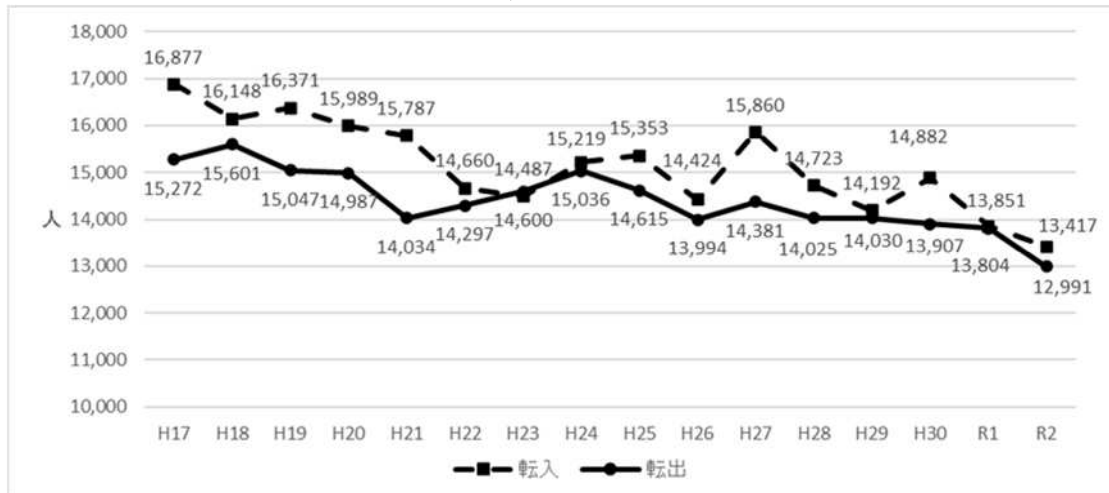
(3) 社会増減の動向

転入数、転出数については、概ね一貫して転入数が転出数を上回っています。

純移動数を年齢階級別にみると、10～14歳 15～19歳及び15～19歳

20～24歳は、男性、女性ともに大幅な転入超過がみられます。一方、男性では、20～24歳 25～29歳及び25～29歳 30～34歳において大幅な転出超過がみられます。女性は、男性ほどの転出超過はみられませんが、20～24歳 25～29歳の転出超過がやや大きくなっています。

転入、転出数の推移



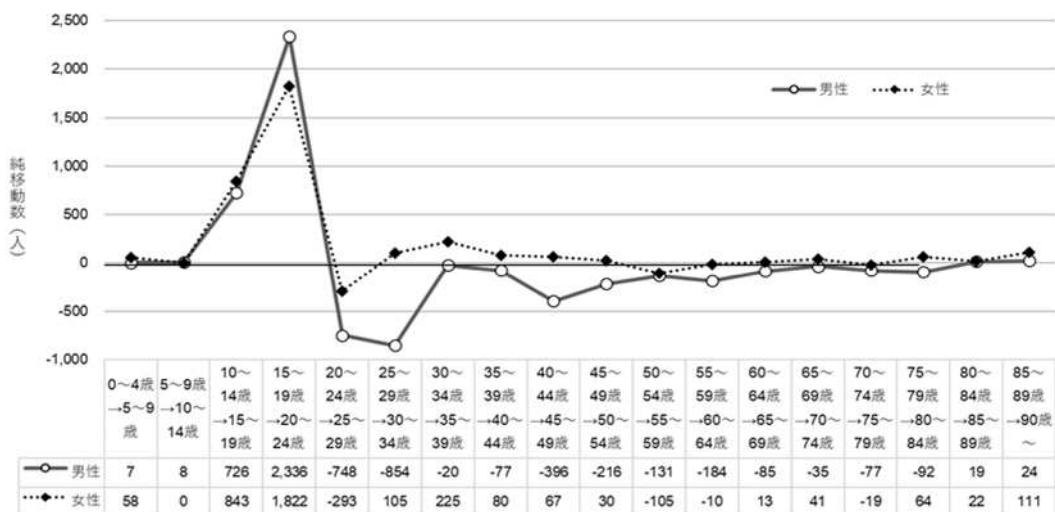
平成25年(2013年)以降は各年1月1日から12月31日までの一年間

平成24年(2012年)以前は4月1日から3月31日までの一年間

日本人のみ

(資料)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

男女別・年齢階級(5歳階級)別の純移動数(2010年 2015年)



(資料)総務省「国勢調査」、厚労省「生命表」に基づくまち・ひと・しごと創生

本部推計より作成

2 本市の人口の将来見通し

(1) 総人口の見通し

本市の総人口の将来見通しは、令和12年(2030年)の26.2万人をピークに減少に転じ、令和32年(2050年)には令和2年(2020年)比で4.8%減少、令和42年(2060年)には同年比で10.3%減少する見込みです。

本市が平成27年度(2015年度)に策定した「府中市人口ビジョン」の将来人口推計(基本ケース)と今回実施した人口推計を比較すると、今回の方がやや上方に乖離していますが、年々その差は徐々に縮まり、推計の最終年である令和42年(2060年)には人口ビジョンをやや下回る結果となりました。

人口推計におけるパラメータの設定方法

基準人口(基準年次、人口)

令和2年(2020年)4月1日現在の住民基本台帳人口(日本人+外国人)

出生(子ども女性比)

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を令和2年(2020年)の住民基本台帳人口(日本人+外国人)より算出した子ども女性比を基に補正

死亡(性別年齢別生残率)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」における本市の将来生残率を活用(ただし、推計値がない令和27年(2045年)令和32年(2050年)以降については、直近2区間の変化率を用いて仮定値を作成)

移動(性別年齢別純移動率)

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を直近の人口移動傾向を反映するため平成28年(2016年) 令和3年(2021年)の人口に基づき算出した純移動率を用いて補正

将来人口の見通し



実績値は各年4月1日時点の住民基本台帳に基づく

平成17年(2005年)、平成22年(2010年)は住民基本台帳と外国人登録の合算値

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別に将来推移を見ると、14歳以下の年少人口の割合は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は急激に増加し、少子高齢化が進行する見込みです。

また、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあり、高齢者1人に対する現役世代（生産年齢）の人数は、令和2年（2020年）時点では2.96人ですが、令和42年（2060年）時点では1.53人に減少する見込みです。

年齢3区分別人口構成比の推移

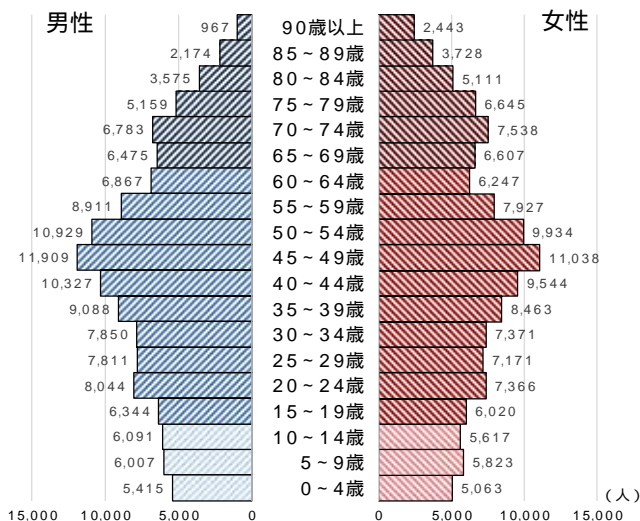


構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはならない

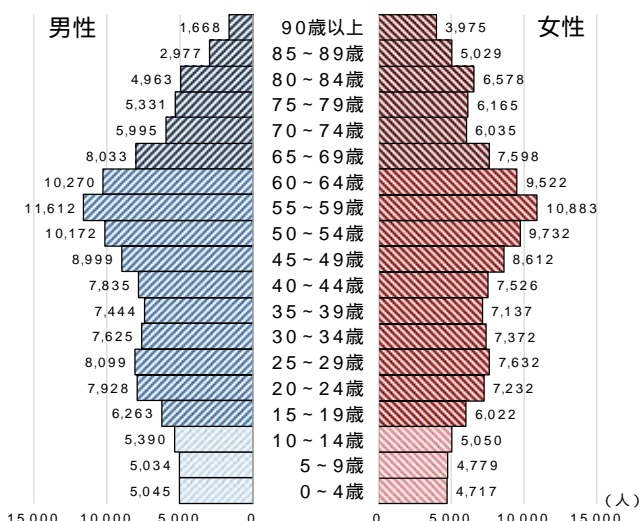
(3) 人口ピラミッド

令和2年(2020年)は45～49歳のいわゆる団塊ジュニア世代を中心として40～50歳代の人口比率が高い構成を示しており、20年後の令和22年(2040年)には65～69歳の人口比率が最も高い構成となる見込みです。高齢者に分類される年齢階層が最も高い人口比率となるのは、国勢調査を開始した大正9年以降初めてのことです。

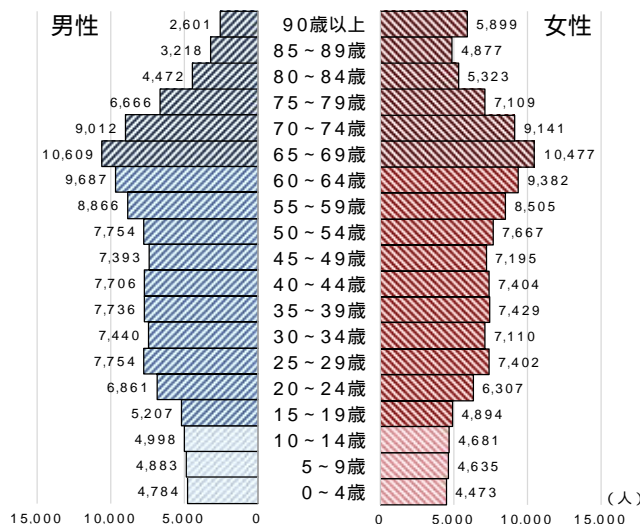
人口ピラミッド (R2年)



人口ピラミッド (R12年)



人口ピラミッド (R22年)



第3章 財政状況と将来見通し

1 経済・財政状況

(1) 日本の経済状況

日本の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によるインバウンド需要の消失、国内の経済社会活動の抑制、主要貿易相手国における経済活動停止に伴う輸出の大幅減など、感染症はその経済的な波及経路を拡げながら、日本経済に甚大な影響をもたらしました。

内閣府の「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、令和3年度の経済見通しは、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれるものの、引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等を注視する必要があるとしています。

2 本市の財政状況

(1) 決算状況

本市の決算状況は、歳入では、近年は景気の回復傾向や納税義務者数の増を反映し、市民税や固定資産税などの市税が増加傾向となり、加えて、収益事業収入も増加傾向となっています。一方、歳出では、社会保障関係経費である扶助費や繰出金、公共施設やインフラの維持補修などの経費が増加傾向にあります。

そのような中、第6次府中市総合計画の期間中（平成26年度～令和3年度）では、計画前には財源不足も懸念されましたが、基金や市債を計画的に活用しながら府中駅南口再開発事業や給食センター新築事業など本市のさらなる発展に向けた大規模事業を実施するとともに、事務事業の見直しにより経常経費の抑制を図るなど将来を見据えた行財政改革に取り組むことで、健全財政の維持が図られています。

また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策に重点的に取り組みました。

歳入〔普通会計〕（平成28年度～令和2年度決算）

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入 | | 1,099億円 | 1,172億円 | 1,024億円 | 1,056億円 | 1,387億円 |
| | 市税 | 511億円 | 514億円 | 528億円 | 528億円 | 520億円 |
| | 国庫・都支出金 | 323億円 | 292億円 | 276億円 | 298億円 | 613億円 |
| | 基金繰入金 | 21億円 | 117億円 | 21億円 | 18億円 | 35億円 |
| | 市債 | 56億円 | 76億円 | 17億円 | 20億円 | 19億円 |
| | その他 | 188億円 | 173億円 | 182億円 | 192億円 | 200億円 |
| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 自主財源 | | 651億円 | 732億円 | 668億円 | 673億円 | 680億円 |
| | | 59.3% | 62.5% | 65.2% | 63.7% | 49.0% |
| 依存財源 | | 448億円 | 440億円 | 356億円 | 383億円 | 707億円 |
| | | 40.7% | 37.5% | 34.8% | 36.3% | 51.0% |

「その他」には、収益事業収入などの諸収入や税連動交付金などを含む

歳出[普通会計](平成28年度～令和2年度決算)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 歳出 | 1,070億円 | 1,141億円 | 989億円 | 1,030億円 | 1,348億円 |
| 義務的経費 | 434億円 | 438億円 | 440億円 | 456億円 | 480億円 |
| 人件費 | 111億円 | 110億円 | 112億円 | 114億円 | 125億円 |
| 扶助費 | 280億円 | 286億円 | 287億円 | 301億円 | 315億円 |
| 公債費 | 43億円 | 42億円 | 41億円 | 41億円 | 40億円 |
| 投資的経費 | 204億円 | 199億円 | 91億円 | 90億円 | 107億円 |
| その他経費 | 432億円 | 504億円 | 458億円 | 484億円 | 761億円 |

「その他経費」には、繰出金や維持補修費などを含む

歳入・歳出は、「普通会計」の決算値を掲載

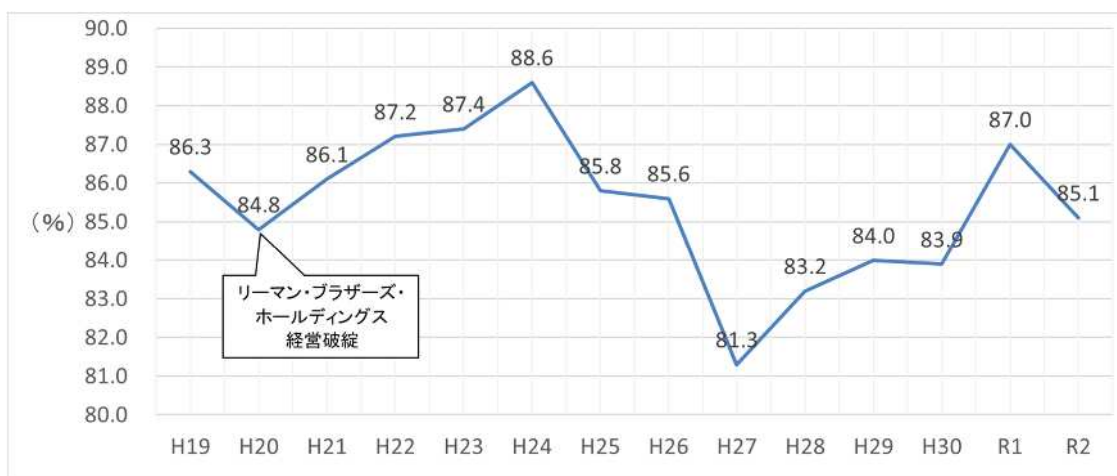
「普通会計」とは、地方財政統計上便宜的に用いられる会計のことで、本市の場合は、一般会計、公共用地特別会計、火災共済事業特別会計の合算値(火災共済事業特別会計は平成30年度まで)

(2) 財政指標

ア 経常収支比率

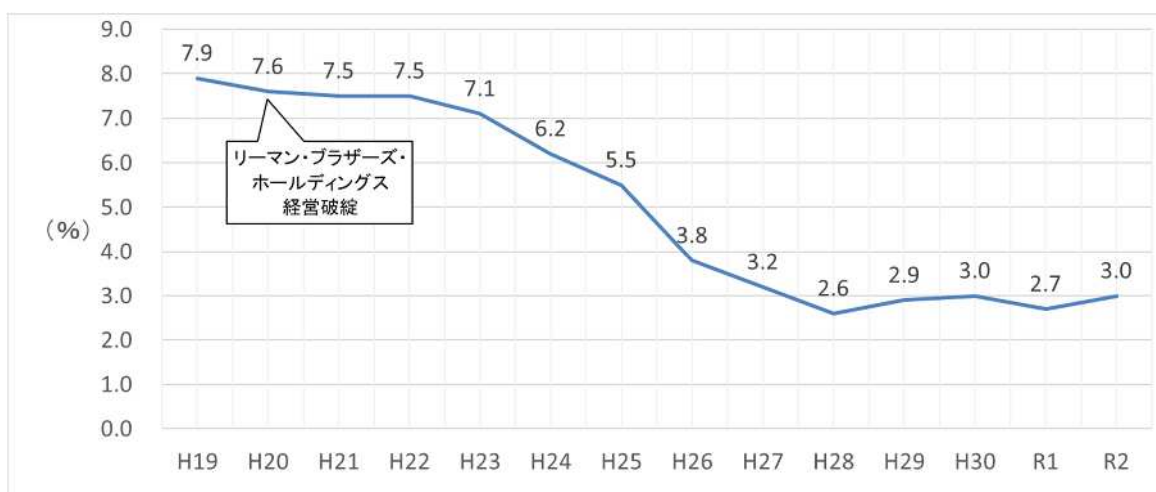
市税などの毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)が、人件費や借入金の返済、福祉サービスや道路維持など、毎年度経常的に支出される経費の財源にどのくらい使われたかの指標です。適正水準は、70～80%台とされており、比率が低いほど、自由に使えるお金の割合が増え、財政の弾力性が大きいことを示します。本市では、80%台を維持することを目標としています。

平成20年度に発生したリーマンショック後、市税収入が減少したため、比率が上昇し、平成24年度には88.6%となり、厳しい状況となりましたが、前述したように景気回復や行財政改革への取り組みにより、近年は、年度により上下するものの、80%前半から80%台半ばを維持し、比較的良好な比率となっています。



イ 実質公債費比率（3か年平均）

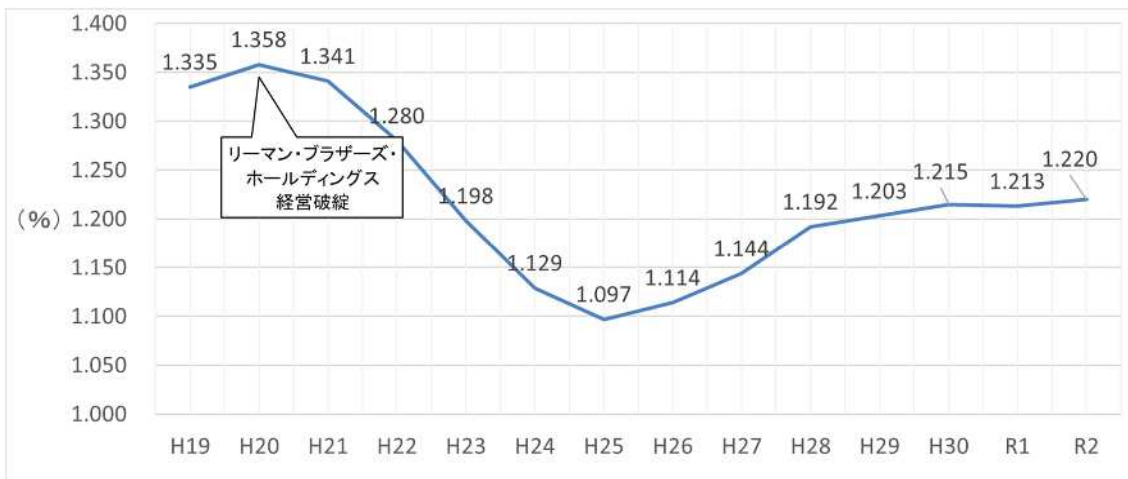
一般会計等が負担する公債費や一部事務組合などの市関連団体の借入金返済に充当したと認められる負担金などに対する財政負担の程度を示す指標です。この比率が高いほど、借金の返済により多くのお金を使っていることとなります。本市は、8%以内に収めることを目標としていますが、令和2年度は3.0%となるなど、近年は5%以内で推移しています。しかし、多摩地域26市の平均が1.1%であることと比較すると、本市は比較的高い比率となっており、その要因としては、他市と比べて公共施設の数が多く、これらの施設の整備や改修などを適切かつ計画的に実施するために、その財源として、借金である市債を借り入れており、返済額が多いことがあげられます。



ウ 財政力指数（3か年平均）

地方公共団体の財政力を示す指標で、地域の特性を考慮し一定のルールに基づいて算出した税収入などの見込み額（基準財政収入額）を標準的な行政サービスを提供するための費用（基準財政需要額）で除した数値で求められます。数値が「1」を超える場合は、収入が支出を上回っており、数値が大きいほど財政力が強い団体であるといえます。

財政力指数は、理論上の数値のため、年度ごとの要因により変動がありますが、本市では、昭和57年度以降は「1」を下回ったことはなく、多摩地域26市の中では、上位を維持しており、令和2年度においても2位となっています。



(3) 本市の財政見通し

第7次総合計画前期基本計画期間(令和4年度～7年度)の財政見通しとしては、歳入の根幹である市税は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今後の景気の動向が不透明な中、現在の状況や今後の変動要因等を勘案し横ばいになると見込んでいます。

歳出では、高齢化のさらなる進展により扶助費や繰出金などの社会保障関係経費の増加が予想されます。さらに、今後、学校施設老朽化対策などの施設の更新や大規模修繕にかかる費用が増大するほか、防災・減災対策や環境施策など、時代の要請に応じた施策も求められています。

このため、今後も、新たな歳入の確保や事務事業の見直し等の行財政改革に引き続き取り組むことで、歳入に見合った事業展開に努めるとともに、計画的に基金を積み立てるなど、将来への過度な負担とならないよう、持続可能な財政運営を行う必要があります。多様化する市民ニーズに応えるためにも、事業の選択と集中により、引き続き効率的な市民サービスの提供に努めるとともに、十分に将来を見据えた上で健全財政を維持していくことが求められます。

財政見通し[普通会計](令和4年度～7年度)

| | 令和3年度 (当初予算) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 計画期間合計 (R4～R7) |
|--------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 歳入 | 1,102 億円 | 1,163 億円 | 1,084 億円 | 1,135 億円 | 1,090 億円 | 4,472 億円 |
| 市 税 | 481 億円 | 491 億円 | 492 億円 | 488 億円 | 490 億円 | 1,961 億円 |
| 国庫・都支出金 | 335 億円 | 339 億円 | 336 億円 | 349 億円 | 353 億円 | 1,377 億円 |
| 基金繰入金 | 64 億円 | 85 億円 | 52 億円 | 59 億円 | 38 億円 | 234 億円 |
| 市 債 | 39 億円 | 90 億円 | 46 億円 | 82 億円 | 53 億円 | 271 億円 |
| その他 | 183 億円 | 158 億円 | 158 億円 | 157 億円 | 156 億円 | 629 億円 |
| 歳出 | 1,102 億円 | 1,164 億円 | 1,084 億円 | 1,135 億円 | 1,090 億円 | 4,473 億円 |
| 義務的経費 | 489 億円 | 492 億円 | 503 億円 | 505 億円 | 511 億円 | 2,011 億円 |
| 人件費 | 129 億円 | 130 億円 | 135 億円 | 135 億円 | 138 億円 | 538 億円 |
| 扶助費 | 322 億円 | 327 億円 | 328 億円 | 330 億円 | 330 億円 | 1,315 億円 |
| 公債費 | 38 億円 | 35 億円 | 40 億円 | 40 億円 | 43 億円 | 158 億円 |
| 投資的経費 | 157 億円 | 224 億円 | 144 億円 | 196 億円 | 146 億円 | 710 億円 |
| その他経費 | 456 億円 | 462 億円 | 459 億円 | 459 億円 | 459 億円 | 1,839 億円 |
| 削減目標額 | 0 億円 | 14 億円 | 22 億円 | 25 億円 | 26 億円 | 87 億円 |

財政見通しの推計方法

<歳入>

市税について

・個人市民税

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、令和3年度はリーマンショック時を参考に大幅な減収を見込みましたが、令和4年度は令和3年度の当初課税の状況を考慮した結果、予算比較で増収を見込み、令和5年度以降は微増を見込んでいます。

防災・減災施策に必要な財源を確保するため、令和5年度まで引き上げられている均等割については、令和6年度から従前に戻した額を見込んでいます。

・固定資産税

新型コロナウイルス感染症に関する税制措置である土地の固定資産税・都市計画税の据置措置については、令和3年度に限り実施するものと見込んでいます。

基金については、各種目的に応じ事業の進捗に合わせて、基金の繰入れを行っています。

また、基金の積立てと活用の方針に基づき、基金の積立てと繰入れを一定額見込んでいます。

市債については、主要な投資的事業を実施するための借入れを想定しています。

競走事業の収益については、近年は増加傾向が続いているものの、景気の動向に左右されるなど不透明な財源であるため、毎年5億円としています。

<歳出>

扶助費とその他経費については、実態に即した伸び率等を勘案し、見込額を計上しています。

投資的経費については、新庁舎建設や学校施設老朽化対策を始めとした事業の計画に基づく主要な投資的事業に加え、その他修繕などの経常的な投資的事業として、一定額を見込んでいます。

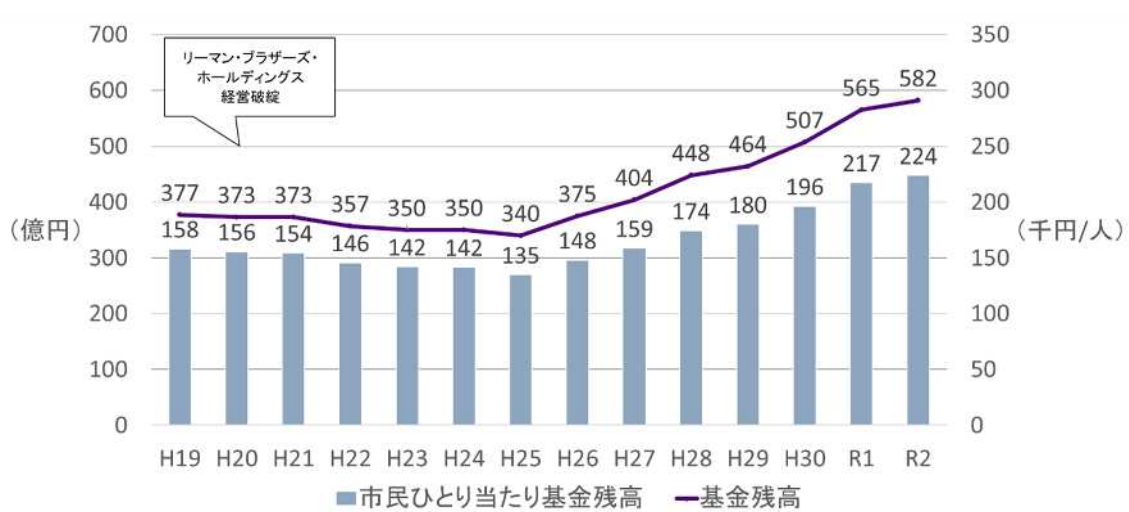
(4) その他

基金（貯金）と地方債（借金）は、財源不足の対応としてだけでなく、投資的
事業の世代間の負担の均一化を図るために活用しています。本市では今後、学校施
設を含む公共施設の老朽化に対する経費への対応が課題となることから、計画的な
基金の積立・活用、地方債の借入れを行う必要があります。

ア 基金残高

公共施設の老朽化対策を始めとする投資的経費の財源として、可能な限り基金
への積立てを進めてきた結果、基金残高は増加し、令和2年度では約582億円
となっています。

しかしながら、今後は、新庁舎建設や学校施設老朽化対策が本格化するため、令
和3年度以降、当初予算ベースで積立てと取崩しを見込んだ場合の基金残高は、
令和7年度末には、令和2年度末と比較し、約190億円減少する見込みです。

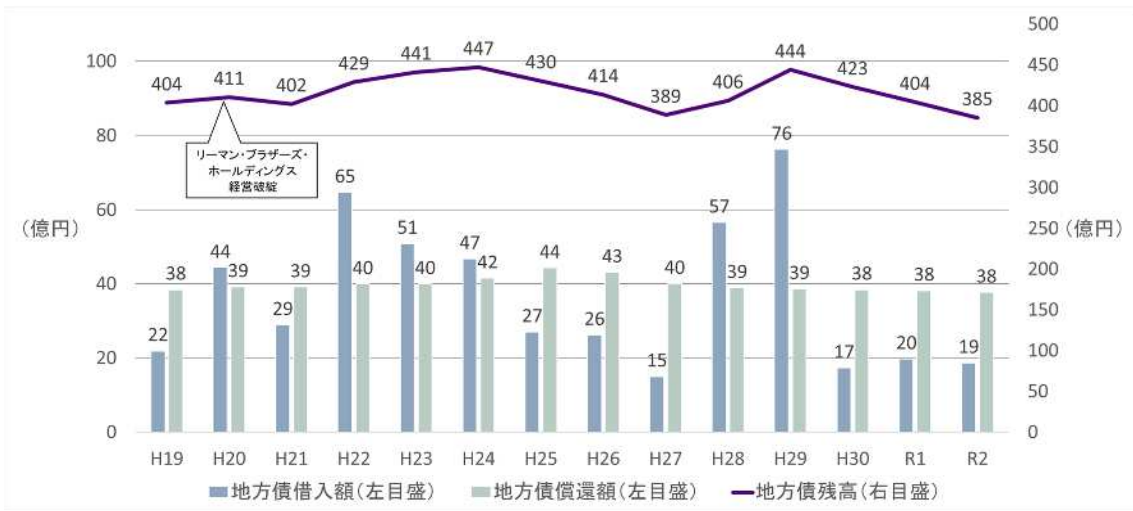


「普通会計」の基金残高を掲載

イ 地方債残高・借入額・償還額

地方債については、償還額が毎年の経常経費となり、財政運営の硬直化をまね
く恐れがあることから、計画的な借入に努めていますが、平成28年度及び平成
29年度は、府中駅南口再開発事業や学校給食センター新築事業により借入額が
償還額を上回り、地方債残高は増加しました。

平成30年度からは再び償還額が借入額を上回り、地方債残高は減少していま
すが、今後は、新庁舎建設や学校施設老朽化対策が本格化するため、令和3年度以
降、当初予算ベースで借入れと償還を見込んだ場合の地方債残高は、令和7年度
末には、令和2年度末と比較し、約121億円増加する見込みです。

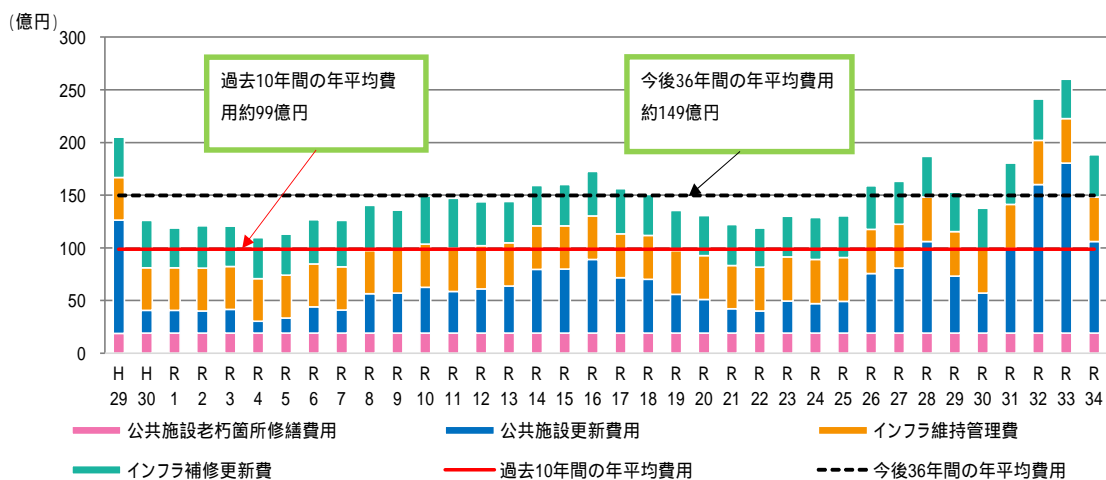


「普通会計」の地方債の状況を掲載

ウ 今後の公共施設等に要する費用の試算

本市では、過去に好調であった収益事業収入を活用し、他市に先駆けインフラ整備や公共施設整備を進めてきました。しかしながら、それらの施設は老朽化してきており、公共施設及びインフラに要する費用を長期的な視点から試算すると、平成29年度(2017年度)から令和34年度(2052年度)までの36年間で、公共施設等に要する年平均費用は約149億円となり、過去10年間の年平均費用約99億円と比較すると、約50億円の増加となります。将来にわたって良好な状態で次世代へ引継ぐためには、同時に経費の節減にも取り組む必要があり、歳入に見合った歳出となるよう収支のバランスを保つことで、持続可能な財政運営を行っていくことが求められます。

この試算は一定の条件下で行った長期的なものであり、今後の取り組みにより変動するものです。



(資料) 「府中市公共施設等総合管理計画(平成29年1月)」より作成

第4章 第7次総合計画の策定にあたって

本市の財政状況については、リーマンショック時など厳しい時期もありましたが、積立金の活用や行財政改革の推進などにより市民サービスの向上と健全財政の維持に努めてきたことから、令和2年度の経常収支比率は85.1%、実質公債費比率は3.0%となっており、現段階では、比較的良好な状況と言えます。

また、今後4年間の財政見通しでは、終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の社会全体への影響が懸念されるものの、大幅な財源不足等は生じないものと見込まれています。

しかしながら、その先(5年先以降)においては、人口の将来見通しにあるように、人口は引き続き微増傾向にあるものの、令和12年(2030年)をピークに減少に転じ、人口構成についても高齢者人口の割合が増え、生産年齢人口の割合が減少していくと予測されています。そのため、社会保障関係経費などの歳出の増加、市税収入などの歳入の減少が見込まれ、財政状況については先行き不透明感が増しています。また、従来、本市の大きな強みであったインフラを含めた充実した公共施設の老朽化が進んでおり、これらに対応する費用が今後大きな財政負担となることも懸念されます。

さらに、社会潮流と課題にあるように、自然災害や感染症等に対するハードとソフト両面からの危機管理対策、少子高齢社会の進展や地球環境への配慮などにも対応していく必要があります。

そのため、行政経営にあたっては、税制改正など市の財政状況に影響を及ぼす国や東京都の政策の動向を注視しつつ、引き続き、毎年の収支状況を踏まえた上で基金と起債をバランス良く活用した持続可能な財政運営に努めるとともに、重点プロジェクトに示される「選択」と「集中」の考え方に基づき効率的かつ効果的に事業を実施していく必要があります。また、公共施設やインフラの適切なマネジメントやDX(デジタルトランスフォーメーション)⁶の推進、市民ニーズの多様化に対応するための人材育成や横断的・機能的な組織の連携などに向けた行財政改革についても推進していくことが求められます。

こうした様々な背景や状況を踏まえ、誰もがこのまちで安心して心豊かに暮らし続けることができるように、市民との協働により、まちの未来を拓く新しい総合計画を策定し、その実現を目指してまいります。

第7次府中市総合計画 基本構想

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

はじめに～基本構想とは～

府中市のまちづくりにおける基本的な理念を明らかにし、都市像（まちの将来像）と基本目標（目指すまちの状態）を掲げるとともに、その実現に向けた基本施策の方向性などを示すものです。

なお、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間を計画期間とします。

第1章 まちづくりの基本理念、都市像及び基本目標

1 まちづくりの基本理念

わたしたちのまち府中は、地名が武蔵国の国府の設置に由来し、誇りを持てる歴史と文化が現在にも息づいており、緑をはじめとする豊かな自然環境と、商業や交通における利便性といった都市機能が調和する、魅力的で住みよいまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人から受け継いだ貴重な財産を礎としながら、これからも市民が主役となり、誇りと愛着を持ってこのまちに住み続けることができるよう、まちづくりを進めます。また、時代や環境の大きな変化にも柔軟に対応し、お互いが連携・協力して地域の課題解決に取り組む、協働によるまちづくりを推進していきます。

2 都市像

わたしたちは、まちづくりの基本理念を踏まえ、

「人と人とのつながりを紡いで“きずな”という力にして」

「未来を拓く強い意志で何事にも取り組み」

「誰もが心ゆたかに日々の生活を送ることができるまち」

を目指して、

『きずなを紡ぎ 未来を拓く ^{ひら}心ゆたかに暮らせるまち 府中』

を都市像として掲げます。

3 基本目標

わたしたちは、都市像を実現するために、次のとおり4つの基本目標を定め、まちづくりを展開します。

基本目標 1

人と人との支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

基本目標 2

緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）

基本目標 3

多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

基本目標 4

魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

第2章 まちづくりの大綱

都市像の実現に向けて定めた基本目標を達成するため、次のとおりまちづくりの大綱として、基本目標ごとに府中市の現状・課題と、これらを踏まえた上での基本施策の方向性（めざすまちの姿）を示すものです。

基本施策を推進するに当たっては、地域を構成する多様な主体が、まちづくりの方向性を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場でそれぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することが必要です。

近年、地域社会の課題が複雑かつ多様化する中で、これからのまちづくりには、各主体が地域で支え合うとともに市民一人ひとりにまちづくりの主役としての活躍が期待されます。そして、市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、各主体を協働へとつなぐための取組に努め、市民とともに協働によるまちづくりを進めます。

基本目標1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

府中市の現状・課題

本市の特定健康診査の令和元年度の受診率は5割を超え、市民の健康への関心の高まりとともに健康寿命も延伸しています。今後は、市民の健康づくりに対する支援や保健・医療体制の充実が求められています。また、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面した経験を踏まえ、新しい生活様式への支援のほか、新たな感染症の発生に備えて、感染予防・感染拡大防止や緊急時の医療体制の整備などについて、国や東京都、医療機関など連携しながら対策を講じていく必要があります。 基本施策(1)健康づくりの推進

本市の令和元年の合計特殊出生率は1.26であり、全国平均を下回るとともに平成27年以降低下傾向にあります。活力のあるまちをつくっていくためには、若い世代の出生・子育ての希望をかなえる社会の実現が不可欠です。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や子どもや家庭をめぐる諸問題への対策、保育サービスの充実など、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めていくことが求められています。 基本施策(2)子ども・子育て支援の充実

本市の令和2年の高齢化率は22.0%、75歳以上の後期高齢化率も11.4%で、全国平均を下回っているものの、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、以後も上昇が見込まれています。こうした中、高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと暮らすことができるように、活動の場の充実や健康づくり、介護予防などの必要性が高まっています。また、地域包括ケアシステムの推進による、生活支援や医療と介護の連携強化、認知症ケアの充実などが求められています。 基本施策(3)高齢者サービスの充実

障害のある人が、地域の中で自己実現と社会参加を図れるように、また、安心して暮らし続けられるように、様々な支援やサービスの提供に努めてきました。今後も、障害のあ

る人が、地域で安心して快適に自分らしく暮らすことができるように、情報提供や相談支援機能の充実、就労や生活の支援、活動の場の提供などが求められています。障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要となっています。 基本施策（４）障害者サービスの充実

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度など、医療や介護の制度の適切な運営に努めてきました。高齢化が進展し、要介護認定者数も増加傾向にある中で、全ての市民が医療や介護を適切に受けることができ、生涯を通じて安心して暮らせる環境づくりが求められています。 基本施策（５）社会保障制度の充実

コロナ禍における経済の停滞などの影響により、経済的に困窮している世帯数は増加しています。誰もが健康で文化的な生活を送れるように、相談窓口の拡充や生活支援の実施などにより生活再建を図るとともに、就労支援など自立に向けたサポート体制の充実が求められています。 基本施策（６）生活の安定の確保

地域で支え合うまちの実現に向けて、福祉に関する情報提供や意識啓発に加え、自主的な福祉活動などを支援してきました。今後は、高齢者、障害のある人、子ども等も含め全ての人が暮らしと生きがいを共に作り、高め合い、安心していきいきと生活できる地域共生社会をめざしていく必要があります。 基本施策（７）共に生きるまちづくりの推進

基本施策

（１）健康づくりの推進

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが心身の健康づくりへの意識を高く持ち、健康に関する正しい知識を身に付け、ライフステージの特性に応じた運動や食生活の実践などの健康づくりに取り組み、病気や障害があってもいきいきと自分らしく元気に暮らしています。
- ・地域の保健・医療体制が整い、関係機関が連携し、必要なときに医療や情報提供、相談対応など必要な支援を受けることができます。

（２）子ども・子育て支援の充実

めざすまちの姿

- ・子育てしやすい環境が整っており、女性が安心して妊娠・出産でき、家族や地域ぐるみで子どもを育てるまちになっています。
- ・人や自然とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長しています。
- ・子どもの人権が守られ、尊重され、最善の利益が優先されることで、子ども一人ひとりが主役となれるまちになっています。

（３）高齢者サービスの充実

めざすまちの姿

- ・高齢者がいきいきと地域で活躍できています。
- ・身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組んでいます。
- ・支援を必要とする高齢者が、介護保険サービスのほか、家族や地域の支え合

い、生活支援を受け、住み慣れた地域で安心して毎日を暮らしています。

(4) 障害者サービスの充実

めざすまちの姿

- ・ 障害に対する理解を深め、ともに声を掛け合える差別のない平等なまちになっています。
- ・ 障害のある人が安心して自分らしい生活をおくり、地域の一員として社会参加ができるまちになっています。

(5) 社会保障制度の充実

めざすまちの姿

- ・ 健全で安定した国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度により適切に医療や介護を受けることができます。
- ・ 若者から高齢者まで市民が年金制度について正しく理解し、受給権を確保することにより、将来にわたり安定した生活基盤を築いています。

(6) 生活の安定の確保

めざすまちの姿

- ・ 全ての人最低限度の生活を保障されており、健康で文化的な生活を送ることができる誰も置き去りにしないまちになっています。
- ・ 生活困窮や住宅困窮に陥った市民が自立していくための支援や、住宅を確保するための支援が確立されています。

(7) 共に生きるまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・ 市民一人ひとりがお互いを尊重し、つながり、支え合うまちになっています。
- ・ 誰もが障害や障壁を感じることなく、地域で安心して暮らしています。
- ・ 制度の狭間に置かれる人が生じないよう取組が進められています。

基本目標 2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）

府中市の現状・課題

本市は、多摩川、府中崖線（市内での通称はハケ）、浅間山、けやき並木や農地などの豊かな自然に溢れ、貴重な生態系が残されており、人と生きものが共存しています。今後も、多様な主体との連携のもとに、こうした身近にある自然環境の保全に向けた取組の充実が求められています。また、市内の公園・緑地のうち約半数近くにおいて整備後30年以上が経過していることから、安全・安心に利用できる、憩いの空間となるよう維持管理していく必要があるほか、防災機能を備えた公園の整備が望まれています。 基本施策（1）緑と生きものを育むまちづくりの推進

公共施設における自然エネルギーの利用や、省エネルギー化の推進の取組などにより、本市の二酸化炭素排出量は微減傾向にありますが、今後国全体として大幅な抑制が求められる中で、より一層の削減に取り組む必要があります。こうした中、これまで以上に市民や事業者の意識の向上と、環境負荷の少ない持続的発展に向けた具体的取組の促進、支援が求められています。 基本施策（2）生活環境の保全・向上

本市の市民一人当たりごみ排出量は、多摩地域において低い水準にありますが、近年は減少傾向が停滞しています。地球温暖化の防止や自然環境にやさしいまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが更なるごみの発生抑制に取り組むとともに、多様な主体が連携し、再利用・再資源化など、資源の循環的な利用を進め、循環型社会を形成していくことが大切です。 基本施策（3）循環型社会形成の推進

本市の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車事故の発生率は依然として高くなっています。また、本市の犯罪発生件数や特殊詐欺被害件数は、関係団体と協力した啓発活動の実施などにより減少していますが、その手口は巧妙化しているため、引き続き注意が必要です。こうした状況を踏まえ、交通マナーの改善や危険箇所の解消などの事故防止対策を講じるとともに、継続して地域の防犯活動にも取り組むなど、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。 基本施策（4）交通安全・地域安全の推進

近年、全国各地で大規模自然災害が頻繁に発生しており、本市においても令和元年東日本台風時には、多摩川氾濫の恐れから市政史上初となる避難勧告を発令しましたが、この際、災害時における様々な課題が明らかとなりました。こうした過去の教訓を活かし、今後発生しうる首都直下地震や風水害に対して日頃から備えるため、自助・共助・公助による地域防災力の強化が重要となります。 基本施策（5）災害に強いまちづくりの推進

基本施策

(1) 緑と生きものを育むまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・多摩川、府中崖線（市内での通称は八ヶ） 浅間山、けやき並木や農地などの貴重な自然や生態系を保護し、都市化と環境の調和が取れた人間と生物の共存できるまちになっています。
- ・市民や市民活動団体、教育機関や民間事業者、行政など様々な主体が協働しながら「緑を育て 緑に育てられる「緑育」のまちづくり」に取り組んでいます。
- ・緑の魅力にあふれた世代間の交流が生まれる憩いの空間と、防災機能の強化や健康づくりにつながる機能を有した公園が整備されています。

(2) 生活環境の保全・向上

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、正確な知識を持ち、積極的に気候変動に対応したゼロエミッション⁷やSDGs⁸に寄与する環境保全活動などに取り組み、地球環境の保全に貢献しています。
- ・環境パートナーシップ⁹などにより市民・事業者・行政が環境について情報の交換と共有を行い、協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めています。

(3) 循環型社会形成の推進

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりの意識向上により、ごみの発生抑制が習慣化されています。
- ・製品の製造から廃棄に至る様々な過程において、市民・事業者・行政が、再利用・再資源化などに努め、循環型社会を形成しています。
- ・ごみを適正に処理し、環境への負荷を最小限にとどめるとともに、安全な生活環境が確保されています。

(4) 交通安全・地域安全の推進

めざすまちの姿

- ・子どもから高齢者まで、交通ルールを守り、高い交通安全意識を持っています。
- ・徒歩や自転車で快適に街なかへアクセスでき、安心して散策を楽しめる環境が整っています。
- ・市民一人ひとりが地域におけるコミュニケーションを大切にし、お互いがつながりを継続することで、安心して暮らせる社会が形成されています。
- ・市民や地域が防犯活動に取り組み、相談窓口が整備されていることで、市民は犯罪にあうことなく安心して暮らしています。

(5) 災害に強いまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・市民・事業者・行政が、それぞれ自助・共助・公助のバランスを考え、責任を持って行動し、災害による被害を最小限に抑えられる体制ができています。
- ・市民が高い防災意識を持ち、防災訓練等に参加するとともに、地域の中で助け合える人間関係を築いています。
- ・災害時に支援が必要な人たちを支える、地域の仕組みや行政の支援体制が整っています。
- ・災害ボランティアが円滑に参加できる環境が整備されています。
- ・風水害や地震災害など大規模災害に対応できる、行政の危機管理体制が整っています。

基本目標 3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

府中市の現状・課題

市民一人ひとりが、お互いの個性や多様な価値観を尊重しあいながら、誰もが住みよいと思える地域づくりを進めています。人権問題や男女共同参画、多文化共生などに関する課題は複雑化していることから、理解を深める機会を充実させるとともに、DV^{*10}や差別等により助けを必要としている人の発する声に気付き、相談体制の拡充を図ることが求められています。また、時代のニーズに即したコミュニティの新しいつながり方が望まれています。基本施策（1）互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

本市において独自の生涯学習の理念である「学び返し」の普及に努めていることなどから、多くの市民が生涯学習活動に活発に取り組んでいます。今後も、市民が生涯にわたって意欲的に学ぶことができるように、情報提供の強化や多様な生涯学習機会の充実が求められています。基本施策（2）生涯にわたる学習活動の推進

本市の文化的な資産を引き継ぐとともに、新たな文化を生み出す視点に立って、多様な活動が行われています。今後も、歴史を刻む文化遺産の価値を共有し、地域に愛着を持って暮らすことができるように、文化・芸術活動の支援、文化財の保存と活用、文化施設の適切な維持管理などが求められています。基本施策（3）文化・芸術活動の支援

本市に拠点を置くトップチームをはじめとして多様なスポーツ団体が活動しており、市民もスポーツに親しんでいます。今後も、市民がスポーツを身近に感じ、健康で元気に過ごせるよう、その機会の提供と環境の整備が求められています。また、ラグビーワールドカップ 2019 等のレガシーの活用やトップチームやアスリートの活躍を身近に観戦できる機会の確保が望まれています。基本施策（4）スポーツ活動の支援

学校教育において、児童・生徒が幅広い知識を習得し、心豊かにたくましく育つよう取り組んできました。今後は、時代に即したICT^{*11}教育の推進や、コミュニティ・スクール^{*12}の充実などが求められています。また、学校施設については、災害時における避難所としての活用も見据えた、計画的な改修・更新が重要な課題となっています。基本施策（5）学校教育の充実

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中、関係機関が連携し、健全な育成に望ましい環境の確保に取り組んでいます。今後も、青少年の健全育成に向け、インターネットやSNSなどに起因する問題、いじめ、ひきこもり等の課題の解決に対し、青少年が必要な支援を受けられる環境の整備が求められています。基本施策（6）青少年の健全育成

基本施策

(1) 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが「みんなが同じでなくてよい」という価値観を共有したうえで、お互いの個性を尊重し、認め合う、差別のない誰もが住みやすい平和なまちになっています。
- ・地域のつながりを深め、社会のあらゆる分野で、性別や国籍、文化的背景などに関わらず、すべての人がお互いを尊重し合い、それぞれの個性と能力を發揮することができています。
- ・姉妹都市・友好都市との継続的な交流を起点に、更に多くの国や地域、都市へと交流の輪を広げ、国際化と都市間交流を推進しています。
- ・地域のコミュニティがオンライン・オフラインを問わず機能して、困ったときには支え合える人間関係が形成され、助けを必要としている人へ寄り添えるまちになっています。

(2) 生涯にわたる学習活動の推進

めざすまちの姿

- ・生涯にわたり、市民一人ひとりが探求心をもって学習に親しみ、学ぶことに生きがいを持っています。また、学習活動を通して人とのつながりを深め、学んだことを地域に活かす「学び返し」が実践されています。
- ・市民はそれぞれ自分に合った「学び」を見つけることができ、学習に必要な情報や機会にアクセスできます。
- ・市民は情報機器の活用や図書館サービスの利用により情報の収集が可能となり、学習活動や文化活動に活かしています。

(3) 文化・芸術活動の支援

めざすまちの姿

- ・市民が文化財の保護と継承、創造への参加を通して、文化財の価値を理解し、親しみや誇りを持っています。また、府中の歴史と先人の知恵を学び、文化遺産を次の世代に伝える体制が整っています。
- ・すべての人が文化・芸術を楽しめる機会が充実し、人が集い、まちがにぎわい、心豊かな生活を営んでいます。

(4) スポーツ活動の支援

めざすまちの姿

- ・年齢や障害の有無などに関わらず、全ての市民が自身に合ったスポーツに親しんでいます。
- ・スポーツタウン府中^{*13}のイメージが定着しており、府中市全体でスポーツを楽しみ、スポーツを通じて連帯感が生まれています。

- ・スポーツのトップチームやアスリートが府中で活躍する環境が整い、全ての人がその試合を楽しみ、応援しています。

(5) 学校教育の充実

めざすまちの姿

- ・全ての子どもが家庭環境や障害の有無、国籍などに関わらず、安心して快適な環境のもとで等しく教育を受けています。
- ・ICT^{*11}教育の実践により、子どもたちは時代に合った情報活用能力を身に付けています。
- ・コミュニティ・スクール^{*12}などを通じて家庭・学校・地域社会が連携して、子どもの学びや育ちを支援しています。
- ・子どもたちは、知識や学力に加え、判断力や洞察力、心の豊かさやたくましさや身を付けるとともに、ふるさと府中の将来について話し合い、自分に何ができるか考えるなど、社会に貢献する気持ちを持っています。
- ・地域に開かれた拠点として様々な機能を備えた学校づくりが進められています。

(6) 青少年の健全育成

めざすまちの姿

- ・地域で子どもを見守り育てていくという風土が根付いており、市民一人ひとりが地域の青少年育成に関し当事者意識を持ち、青少年との交流や相互理解を図っています。
- ・青少年は、地域の支援や、様々な体験、課外活動などの各種団体活動を通じ、各々の個性を伸ばし、社会性を身に着けた人間性豊かな大人に成長しています。

基本目標 4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

府中市の現状・課題

本市は、緑と歴史に育まれた魅力あふれる景観を守りながら、中心市街地においては、けやき並木と調和した美しいまち並みを意識して開発を進めるなど、府中らしいまちづくりを進めてきました。今後は、これまで大切にしてきたまちの特長を残しつつ、将来を見据えた視点も持ちながら、市民や事業者などとともに、安全で快適な住みやすいまちづくりを計画的にハードとソフトの両面から進めていく必要があります。 基本施策（1）快適で住みやすいまちづくりの推進

府中駅南口地区再開発事業が完了し、府中市のシンボルであるけやき並木と調和したうるおいのある地域の特性を生かした都市空間が形成されました。まちなかには、新しい店舗や施設も加わり、中心市街地の更なる活性化が期待されています。今後は、分倍河原駅周辺の拠点整備による利便性の向上や府中基地跡地留保地周辺地区における新たなまちづくりにより、にぎわいと活力の創出につなげていくことが重要となります。 基本施策（2）地域特性を生かした都市空間の形成

本市では、高度経済成長期に、道路、橋りょう、下水道等のインフラを整備し、市民生活の根幹を担う都市基盤として活用してきました。現在、その多くが整備後40年以上経過しており、経費面も含めた老朽化対策が課題となっています。こうした状況を踏まえ、将来に向けて計画的にインフラの長寿命化や保全を図るとともに、耐震化の促進など大規模災害に備えた都市基盤の強靱化に取り組む必要があります。 基本施策（3）都市基盤の保全・整備

本市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への緊急的な経済支援対策などに取り組んできました。今後も引き続き、むさし府中商工会議所などと連携して、市内産業の振興や事業者の経営改善に向けた支援、商店街の活性化などに取り組むことが求められています。また、府中の歴史や文化、自然などの観光資源を活用した、にぎわいの創出とまちの活性化に寄与する観光施策の展開が望まれています。 基本施策（4）にぎわいの創出

市内の農業従事者の高齢化が進むとともに、農地は減少傾向を辿るなど、農業を取り巻く環境が年々厳しくなる中、農業の担い手の確保や農地の保全などが課題となっています。今後は、市民が農業に触れ理解を深める機会を創出するとともに、農業者に対する支援を充実するなど、地域に根ざした都市農業の育成に向けた取組の推進が求められています。

基本施策（5）都市農業の育成

基本施策

(1) 快適で住みやすいまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・まちづくりに関する計画や情報を市民みんなで共有し、市民の十分な理解と協力の下、創造的なまちづくりが進められています。
- ・将来を見据えた快適で住みやすいまちづくりが行われ、府中らしい緑と歴史的景観を生かした美しく魅力あふれる、安全で住みよいまちになっています。
- ・鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが形成され、環境保全に配慮した利便性の高いまちになっています。
- ・バリアフリー化と情報化が進み、誰もが公共交通を利用しやすい環境が整っています。

(2) 地域特性を生かした都市空間の形成

めざすまちの姿

- ・地域特性を生かしたにぎわいのある拠点市街地が形成され、各拠点が連携し合うことでまちの魅力を創出しています。
- ・みんなが協働して、けやき並木としては日本で唯一の国天然記念物である府中市のシンボル「馬場大門のケヤキ並木」を守り、将来の世代に伝えるための取組を進めています。
- ・多くの人々が集い、交流し、広く事業者等にも活用される憩い空間として、道路や公園などの公共空間が機能しています。

(3) 都市基盤の保全・整備

めざすまちの姿

- ・市民は、環境や景観及び歩行者や自転車の安全性に配慮された道路を快適に利用しています。
- ・市民・事業者などとの協働により、都市計画道路や幹線道路のネットワーク化やバリアフリー化が進み、快適に利活用されています。
- ・道路や下水道などの都市基盤が、災害に強く、効率よく適切に維持管理され、市民は安心して都市基盤を利用しています。

(4) にぎわいの創出

めざすまちの姿

- ・市民は身近な個店や地域の商店街で顔の見える関係を育み、安心して生活に必要なサービスやものを買うことができおり、市外の人買い物に来るような魅力のあるまちになっています。
- ・歴史、文化、自然などの調和した府中市の魅力が観光資源として活用され、市民や観光客でまちがにぎわっています。
- ・企業の経営改善と事業承継が進み、経済が活気に満ちており、新たな創業者を含めて、個店同士がつながりあえるまちになっています。

(5) 都市農業の育成

めざすまちの姿

- ・府中産農産物の鮮度と安全さがPRされ、その魅力が市民だけではなく、市外の方にも知られています。
- ・農業の担い手が、意欲を持って農業経営に取り組み、新鮮で安全な農産物を供給しています。
- ・市民は、農地が果たす環境や防災など多面的な機能の重要性を認識し、府中産農産物を積極的に購入するなど、地産地消を通じて府中の農業を支えています。
- ・農業者、市民、市などの連携により、生産緑地制度を活用した農地の保全など、次の世代に府中の農業を引き継ぐ取組を進めています。

第3章 行財政運営の大綱

基本目標の達成に向けて行財政運営の方向性を明確にする必要があることから、次のとおり行財政運営に何が求められているかを整理するとともに、それを踏まえた基本方針を定めます。

1 行財政運営に求められるもの

あらゆる分野においてますます多様化・複雑化している課題を踏まえ、基本目標の達成に向けて、計画的・効果的に行財政運営を進めていくことが重要になります。

保健・福祉分野における地域共生社会の実現や生活・環境分野における自助・共助・公助による地域防災力の強化など、各分野における基本目標の達成のためには、市民と行政が役割分担の下に、それぞれの能力を発揮しながら、地域に関わる多様な主体と情報や課題を共有し、積極的に連携することが求められています。

また、市民が必要とするサービスを提供するためには、受け手に配慮した多様な手段による情報発信が不可欠です。加えて、新たなニーズや市民が生活の中で直面する問題を把握するためには、市民の声を広く聴く活動を充実させていく必要があります。

基礎自治体である市は、市民生活に深く関与した行政サービスを安定的に提供し続ける必要があります。市民ニーズの多様化やデジタル化の進展などの社会情勢の変化に的確に対応し、効率的・効果的に行政サービスを提供できる体制の整備がハード・ソフトの両面において必要です。

市の財政面については、生産年齢人口の減少を見込む中で、歳入の減少は避けられず、一方で、高齢化の進展や公共施設・インフラの老朽化に伴い、歳出の増加が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症が市財政に与えた影響を踏まえると、急激な財政状況の変動にも備えなければなりません。めざすまちの姿の実現には、歳入に見合った歳出という原則にのっとり財政運営が不可欠となるため、コストと効果を意識した行政運営が引き続き必要になるとともに、中長期的な課題の解決に向けた準備を進めていく必要があります。

2 行財政運営の基本方針

(1) 市民参加と協働によるまちづくり

まちづくりの推進に当たっては、市民、自治会・町内会、NPO、ボランティア、教育機関、事業者、市などの多様な地域の構成主体が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの持つ力を合わせ、相乗効果を発揮できるよう、お互いに連携・協力することが必要です。

市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、各主体を協働へとつなぐための取組に努め、市民とともに協働によるまちづくりを進めます。

ア 多くの市民がまちづくりに参画できる仕組みや環境を整え、多様な主体が協力し合えるようなネットワークづくりを支援することで、地域課題の解決に向けた協働の取組を推進します。また、協働に関する様々な情報を積極的に市民へ提供し、協働に対する意識の醸成を図ります。

(2) 市民に身近な広報・広聴

市民から信頼される市政運営のためには、市政に関する情報を市民と共有し行政の透明性を

確保するとともに、様々な市民の意見を把握し市政への反映に努める必要があります。

ア 情報発信手段が多様化するなか、広報紙やホームページに加え、SNSなどを活用し、市民ニーズに合わせて分かりやすく、機を逃さずに市民に情報を提供し、幅広く周知を図ります。

イ 市民と市との意見交換の機会を創出し、身近に意思疎通を図ることができるような環境づくりを進めます。市は、市民の声を聴きニーズを把握するとともに、市政へ反映できるように努めます。

(3) 安定的かつ効率的な行政運営

総合計画に示した目標を達成するため、必要な事務を迅速かつ適切に処理するとともに、経営資源を活用して様々な行政課題に的確に対応することで、安定的かつ効率的な行政運営を推進します。

ア 市職員は、「全体の奉仕者」としての誇りを高く持ち、目標を定めて自律的に行動することで、市民からの信頼を得られるように努めます。また、職員の資質や能力を伸ばす人材育成の取組に加え、働きやすい環境づくりを推進し、組織の活性化を図ります。

イ 親切丁寧で適切な窓口対応を心掛けるとともに、迅速かつ公正に行政手続を進めることで、安定的な行政運営を推進します。

ウ 行政サービスのデジタル化、オンライン化を進めるとともに、円滑な業務遂行に向けて、新たな技術の導入やシステムの最適化などに取り組むことで、効率的な行政運営を推進します。また、情報セキュリティの強化を進め、安全性の向上に取り組みます。

(4) 健全で持続可能な財政運営

将来にわたって適正な行政サービスを維持するため、常に歳入に見合った歳出となるよう有効かつ効率的な行財政運営を進めていくとともに、基金や市債などを計画的に活用するなど、急激な財政状況の変動などにも対応できるよう、中長期的視点に立った持続可能な財政運営に努めます。

ア 公共施設やインフラを適正な規模で維持し、計画的に保全していくため、公共施設マネジメントやインフラマネジメントの取組を着実に進めます。また、老朽化に伴い建て替える公共施設については、限られた財源の中で最適な行政サービスを提供できるように効率的に整備を進めます。

イ 行財政改革に関する取組の推進により、多角的視点から歳入確保と歳出削減を図ることで、効率的な行財政運営に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表します。

3 進行管理について

基本目標を実現するためには、総合計画の着実な進行管理が重要となります。当該計画に基づく施策や事務事業等について、行政評価システムなどを活用することにより、PDCAサイクルに基づく効率的かつ効果的な進行管理を行います。

また、総合計画の進捗状況を評価し、見直しを加えていく段階において、市民参加による外部評価を実施するなど、進行管理に市民が直接関わる仕組みの構築を目指します。

第7次府中市総合計画 前期基本計画

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

第1章 前期基本計画について

1 計画の位置付け

前期基本計画は、基本構想に掲げる都市像「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を実現するため、行政運営の指針として施策の方向性と体系を明らかにするとともに、実効性を確保するための事業執行の指針として、市が実施する主要な取組を明らかにするものです。

前期基本計画は、各施策分野の個別計画の上位計画として、各政策分野の諸施策の方向付けを行うものであると同時に、施策間の整合性や連携を図るための指針となるものとして位置付けます。

2 計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間とします。

3 ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応

令和元年(2019年)に発生し、世界中に感染が広がった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、その後の感染力を増した変異株の拡大もあり、外出や営業の自粛など、市民生活と経済活動に甚大な影響を与えています。このかつて経験したことのない厳しい状況を乗り越え、市民の暮らしを回復していくためには、感染拡大防止と経済再生の両立を図るウィズコロナの視点と、感染症収束後を見据えたポストコロナの視点を持ちつつ、各種取組を推進していくことが求められています。

こうした状況に対応するため、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する科学的知見とこの間の経験を踏まえ、感染症により大きく影響を受けている市民生活に寄り添い、市民が抱える不安の解消に努めていくとともに、地域経済への影響を最小限に抑えるための措置を講じていきます。

また、非対面・非接触への市民ニーズの高まりに応じて、「新しい生活様式」の実践に向けた環境整備を目指すとともに、ベッドタウンとして発展した本市の生活や交通における利便性と豊かな自然環境を兼備している地域特性を活かしたまちづくりを推進していきます。

更に、地域住民による自助・共助の取組を支援することで地域の担い手を増やすとともに、社会的な距離の確保が必要とされる状況下においても、人と人とのつながりを大切に市民協働の推進を図ります。

前期基本計画に位置付けた各施策の推進に当たっては、これらの視点を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における様々な変化に柔軟に対応し、市民の健康と暮らしを支える取組を進めていきます。

4 S D G s ^{*8}との関係

S D G s は国際社会全体の普遍的な目標であり、その実現の為に、国家レベルでの取組をはじめ、地方自治体を含むあらゆるステークホルダーが連携して様々な取組を推進していくことが求められています。

前期基本計画の各施策のめざす姿や方向性は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すS D G s の理念とも共通するものが多くあることから、S D G s の17のゴールとの関係を意識し、各施策の取組を推進していくことにより、その達成に寄与していきます。

第2章 施策体系

| | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|---|--|--|---|--|---|--|--|---|
| 都市像 | きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中 | | | | | | | | | | | |
| 基本目標 | 1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち (保健・福祉) | | | 2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち (生活・環境) | | | 3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち (文化・学習) | | | 4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち (都市基盤・産業) | | 行財政運営 |
| 基本施策 | 1 健康づくりの推進 2 子ども・子育て支援の充実 3 高齢者サービスの充実 4 障害者サービスの充実 5 社会保障制度の充実 6 生活の安定の確保 7 共に生きるまちづくりの推進 | | | 1 緑と生きものを育むまちづくりの推進 2 生活環境の保全・向上 3 循環型社会形成の推進 4 交通安全・地域安全の推進 5 災害に強いまちづくりの推進 | | | 1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進 2 生涯にわたる学習活動の推進 3 文化・芸術活動の支援 4 スポーツ活動の支援 5 学校教育の充実 6 青少年の健全育成 | | | 1 快適で住みやすいまちづくりの推進 2 地域特性を生かした都市空間の形成 3 都市基盤の保全・整備 4 にぎわいの創出 5 都市農業の育成 | | 1 市民参加と協働によるまちづくり 2 市民に身近な広報・広聴 3 安定的かつ効率的な行政運営 4 健全で持続可能な財政運営 |
| 施策 | 01 健康づくりの支援 02 地域医療体制の整備 03 地域における子育て支援 04 妊産婦から子育て期までの継続的な支援 05 ひとり親家庭への支援 06 教育・保育サービスの充実 07 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援 08 障害者参加の推進 09 障害者の地域生活支援 10 障害者差別の解消と相談支援機能の充実 11 障害者への社会参加の推進 12 障害者への支援の充実 13 国民健康保険の運営 14 高齢者医療制度の普及と推進 15 国民年金の普及 16 介護保険制度の円滑な運営 17 低所得者の自立支援 18 住宅セーフティネット制度の推進 19 つながり支え合う地域づくり 20 安心して生活できる福祉環境の整備 21 | | | 22 公園緑地等の活用促進 23 環境に配慮した活動の促進 24 公害対策の推進 25 高場・墓地の管理運営 26 継続的・安定的なごみの適正処理の確保 27 交通管理対策の強化 28 地域安全の推進 29 地震に対応した建築物等の誘導 30 消防力の充実 31 危機管理対策の強化 32 学習機会の提供と環境づくりの推進 33 地域コミュニティの活性化支援 34 文化施設の有効活用 35 市民の文化・芸術活動の支援 36 スポーツ活動の普及・促進 37 トップチーム等との連携 38 歴史文化遺産の保存と活用 39 文化施設の有効活用 40 市民の文化・芸術活動の支援 41 スポーツ活動の普及・促進 42 トップチーム等との連携 43 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成 44 子どもの学びを支える教育環境の充実 45 学びの機会を保障するための支援の充実 46 青少年健全育成活動の推進 47 小学生の放課後の居場所づくりの推進 48 子どもの学びを支える教育環境の充実 49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成 50 学習機会の提供と環境づくりの推進 51 地域コミュニティの活性化支援 52 文化施設の有効活用 53 市民の文化・芸術活動の支援 54 スポーツ活動の普及・促進 55 トップチーム等との連携 56 歴史文化遺産の保存と活用 57 文化施設の有効活用 58 市民の文化・芸術活動の支援 59 スポーツ活動の普及・促進 60 トップチーム等との連携 61 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成 62 子どもの学びを支える教育環境の充実 63 学びの機会を保障するための支援の充実 64 青少年健全育成活動の推進 65 小学生の放課後の居場所づくりの推進 66 子どもの学びを支える教育環境の充実 67 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成 68 魅力ある景観の保全・形成 69 公共交通の利便性の向上 70 市内の拠点におけるまちづくりの推進 71 けやき並木と調和したまちづくりの推進 72 安全で持続可能な道路機能の保全・整備 73 下水道施設の機能確保 74 中小企業の経営基盤強化の支援 75 地域商業の振興 76 工業の育成 77 観光資源の活用・創出による地域活性化 78 消費生活の向上 79 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援 80 農業とふれあう機会の拡充 81 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援 82 観光資源の活用・創出による地域活性化 83 工業の育成 84 中小企業の経営基盤強化の支援 85 地域商業の振興 86 工業の育成 87 観光資源の活用・創出による地域活性化 88 消費生活の向上 89 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援 90 農業とふれあう機会の拡充 | | | 91 持続可能な財政運営 92 長期的視点に立った公共資産の維持・活用 93 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化 94 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成 95 安定的な行政サービスの提供 96 広聴活動・情報公開の充実 97 多様な媒体を活用した市政情報の発信 98 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進 99 | | 101 持続可能な財政運営 102 長期的視点に立った公共資産の維持・活用 103 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化 104 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成 105 安定的な行政サービスの提供 106 広聴活動・情報公開の充実 107 多様な媒体を活用した市政情報の発信 108 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進 | | | |

第3章 重点プロジェクト(第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1 重点プロジェクトの位置付け

基本構想における都市像及び基本目標の実現に向けて、前期基本計画の計画期間内に、市民との協働により、重点的かつ優先的に実施すべき、地方創生に資する分野横断的な取組を示すものとして重点プロジェクトを設定します。

このプロジェクトは、本市のこれまでの施策展開の経過や財政状況、社会の動向などを勘案して選定しています。

2 重点プロジェクトと第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 経緯

本市では、人口問題を踏まえ地方創生に関する今後の目標や施策の方向を示すため、平成27年度に「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」といいます。)」を策定し、各施策を推進してきましたが、その評価機関から、「各取組の効果的な推進と進捗管理の効率化に向けて、次期総合戦略と次期総合計画は統合・一体化を図ることが適当である。」との答申を受けました。

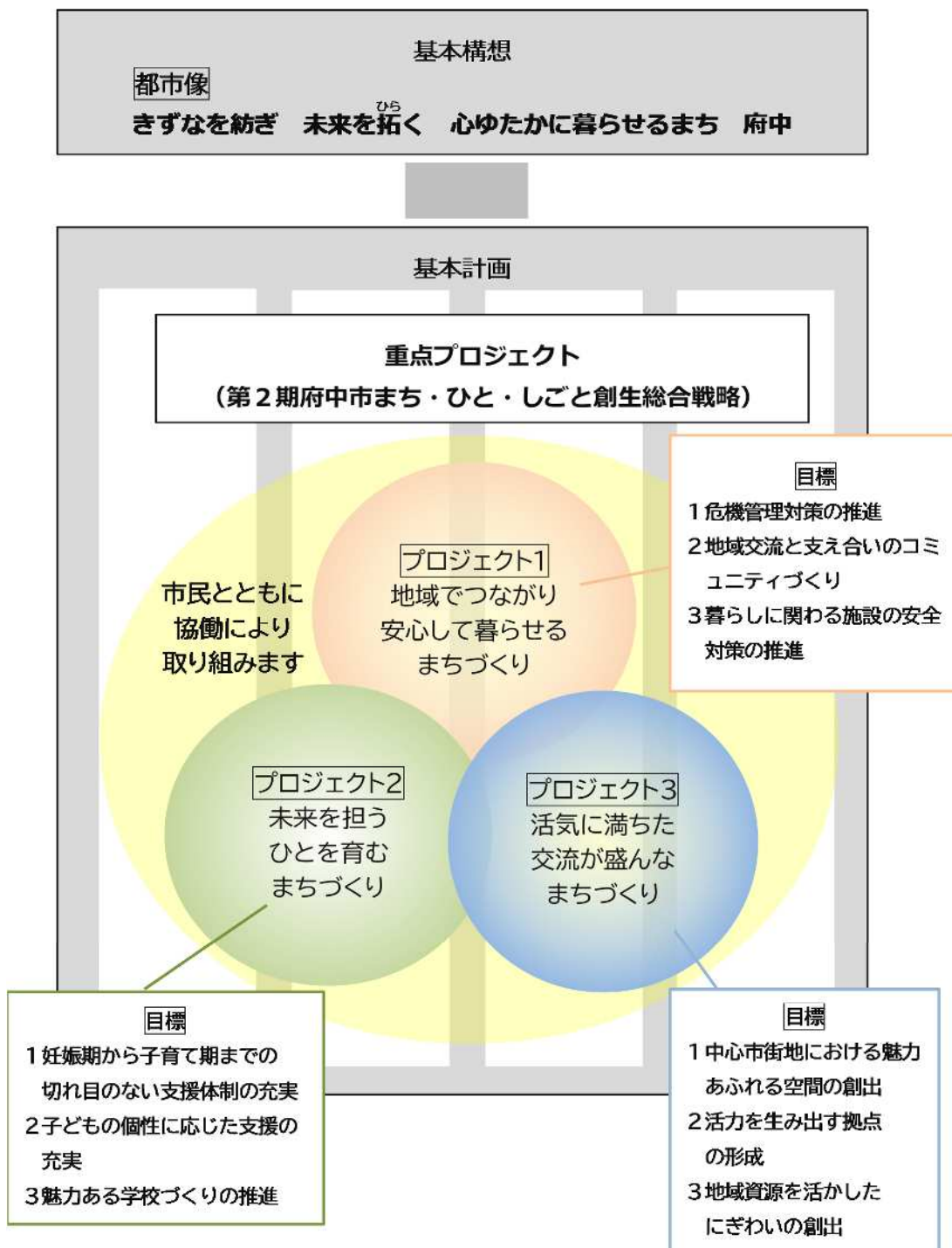
これを踏まえ、総合計画審議会における審議を経て、本総合計画内に第2期総合戦略を包容し、地方版総合戦略としての要件を備えた計画を策定することとしました。

(2) 重点プロジェクトと総合戦略の一体化

第1期総合戦略と第6次総合計画の重点プロジェクトは、別々の政策パッケージとして策定していましたが、そのコンセプトは総合計画の基本構想で示した都市像を実現するための重点的な戦略であり重点プロジェクトと同様の考え方で一体的に展開を図るものとしていたこと、また、それぞれ別々に管理していた計画を一つにまとめることにより各取組の効果的な推進と進捗管理の効率化が見込めることなどから、これらを一体化し、本総合計画の重点プロジェクトを第2期総合戦略として位置付けます。

プロジェクトの構成に当たっては、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などを勘案して、3つのプロジェクトを定め、プロジェクトごとに3つの目標を設定し、目標ごとに主要な取組を位置付けます。

重点プロジェクトの位置付け図



「地域でつながり安心して暮らせるまちづくり」、「未来を担うひとを育むまちづくり」、「活気に満ちた交流が盛んなまちづくり」の3つのプロジェクトを分野横断的に設定します。各プロジェクトは他のプロジェクトとのつながりがあり、異なるプロジェクトの間の相乗効果が期待できます。これらの実施に当たっては、市民とともに協働により取り組みます。

3 重点プロジェクトと方針

プロジェクト1 地域でつながり安心して暮らせるまちづくり

感染症の拡大や自然災害への対応など、市民、関係団体、事業者、医療機関、行政などが相互に連携・協働し、支え合いの輪を広げ、平時においても地域のネットワークを活かして助け合うことで、誰もが安心して質の高い暮らしができるまちづくりを推進します。

また、暮らしに関わる公共施設については、老朽化対策に加え、機能の集約や充実などが求められていることから、その在り方について検討するとともに、効率的かつ効果的に整備を進めていきます。

数値目標

| 指 標 名 | 基準値 (R 3) | 最終目標 (R 7) |
|-----------------------------|----------------|-----------------|
| 誰もが安心して暮らすことのできるまちだと思う市民の割合 | | 維持または向上 |

目標 1 危機管理対策の推進

感染症や災害の発生に対し、様々な関係機関と平時から連携し、緊急時にも迅速かつ適切に対処できる体制を構築するとともに、市民に対する情報発信や啓発を通じて一人ひとりの意識を高め、あらゆる危機に強く、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

取組 感染症対策の充実

[方針]

感染症の予防と感染拡大防止に関する意識啓発や適切な情報発信に加え、感染症が発生した場合に備え、国や都などの関係機関と相互の連携を強化し、迅速かつ確に対処できる体制を構築します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|---------------------|--------|-----|
| 感染症対策事業 | 施策 2 | |
| 介護保険サービス事業者の感染症対策事業 | 施策 1 7 | |
| 防災資材等整備事業（感染症対策物品） | 施策 3 2 | |

取組 災害対策の強化

[方針]

大規模災害の発生に備え、市民の災害に対する知識や防災意識を高め、災害対応力の強化を図るとともに、災害が発生した場合にも適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関との連携体制を構築します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------------|--------|-----|
| 災害時医療体制等整備事業 | 施策 3 | |
| 防災意識啓発事業 | 施策 3 2 | |
| 防災資材等整備事業（災害用備蓄品） | 施策 3 2 | |

目標2 地域交流と支え合いのコミュニティづくり

文化センター圏域を中心として、多様な主体が連携したネットワークづくりを推進し、市民一人ひとりの地域活動への参加等を促進することで住民同士の交流とふれあいの機会を創出するとともに、超高齢社会を迎える中で地域における支え合いの輪を広げ包括的な支援体制を充実することで、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

取組 文化センターの在り方の検討

[方針]

文化センターについての住民ニーズを把握することで求められる機能を整理して、在り方を検討し、老朽化対策を含む施設整備に向けた取組を進めます。また、地域への愛着に繋がるよう、文化センターにおいて地域住民とともに魅力あるイベント等を開催することで、地域における交流とふれあいの機会の創出を推進します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------------|------|-----|
| コミュニティ圏域内地域交流促進事業 | 施策40 | |
| 文化センターの老朽化対策事業 | 施策40 | |

取組 地域における包括的な支援体制の充実

[方針]

高齢化が進む中、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるように、地域における相談や見守りなどの支援体制を充実するとともに、医療・介護・福祉関係者等とのネットワークづくりの推進と住民同士の支え合いの輪を広げ、地域共生社会の実現を目指した包括的な取組を進めます。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|----------------|------|-----|
| 介護予防推進センター事業 | 施策8 | |
| 地域包括支援センター事業 | 施策9 | |
| 地域福祉コーディネーター事業 | 施策20 | |

目標3 暮らしに関わる施設の安全対策の推進

老朽化した市庁舎やリサイクルプラザなどの施設を更新することで、機能の充実を図るとともに安全な公共施設として整備し、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

取組 市庁舎建設事業の着実な遂行

[方針]

新庁舎建設においては、現庁舎周辺施設の機能を集約化するとともに、防災・災害対策拠点としての機能や、京王線府中駅とJR府中本町駅の周辺のにぎわいをつなぐ通り庭を整備することなどにより、市民から親しまれ府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎の実現を目指します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|---------------|-------|-----|
| 市庁舎建設事業の着実な遂行 | 施策107 | |

取組 リサイクルプラザの整備

[方針]

リサイクルプラザの老朽化に伴い、計画的な整備を進めるとともに、中間処理施設として燃やさないごみや粗大ごみの分別処理を徹底するなど再資源化に向けた取組を進め、適正な処理と継続的かつ安定的な施設の管理運営に努めます。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|----------------|------|-----|
| リサイクルプラザ管理運営事業 | 施策29 | |

プロジェクト2 未来を担うひとを育むまちづくり

妊娠、出産、育児、子育てに関する支援を包括的かつ円滑に提供できる環境を整備し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを産み、地域の関係団体と協力して育てることができるまちづくりを進めます。

また、配慮を必要とする子どもが安心して日々の生活を送ることができるように、施設などの環境を整備するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

全ての児童・生徒が安全に学校生活を送れるように、学校施設の改修や改築に取り組みます。また、子ども達が時代に即した情報活用能力を身に付けられるように、小・中学校におけるICT¹¹環境を整備するとともに、これらを効果的に活用した教育活動を推進します。

数値目標

| 指 標 名 | 基準値 (R 3) | 最終目標 (R 7) |
|-------------------------|----------------|-----------------|
| 子どもを産み・育てやすいまちだと思ふ市民の割合 | | 維持または向上 |

目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実

妊娠、出産、育児、子育てに関する相談支援をワンストップで包括的に提供できる環境を整備するほか、地域における子育て支援機能の充実を図ることで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、子どもを産み・育てやすい環境の整備を進めます。

取組 子育て世代に対する支援の充実

[方針]

子育て世代包括支援センターの環境を整備することで、妊娠期からの継続的な情報提供や相談支援を充実させるとともに、乳幼児の各種健診を行うことで母子の健康づくりを支援します。また、子ども家庭支援センターや地域子育て支援センターにおいて親子が気軽に交流や相談できる場を提供するほか、子育て講座等を実施し、地域における子育て支援機能の充実を図ります。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|--------------------|------|-----|
| 地域子育て支援（子育てひろば等）事業 | 施策 4 | |
| 子育て世代包括支援センター事業 | 施策 5 | |
| 母子健康づくり支援事業 | 施策 5 | |

目標2 子どもの個性に応じた支援の充実

ライフステージを通して切れ目ない支援の実現を目的とした児童発達支援センターの整備、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育の実施などを通じて、子どもと家庭への支援を進めます。

取組 児童発達支援センターの整備

[方針]

障害のある児童や発達が気になる児童に対する各種訓練と相談支援、家族・地域支援を行う児童発達支援に関する中核施設の整備・運営を通じて、児童の状況に応じた切れ目ない支援体制の構築と充実を図ります。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------------|------|-----|
| 福祉型児童発達支援センター整備事業 | 施策13 | |

取組 不登校対策の充実

[方針]

心理相談員やスクールソーシャルワーカー¹⁴による相談支援体制の充実を図り、児童・生徒の個に応じたきめ細やかな支援を充実するとともに、不登校特例校の設置等の対策を進め、不登校の児童・生徒の実態に配慮した教育環境を整備します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------|------|-----|
| 教育相談・教育支援事業 | 施策50 | |

目標3 魅力ある学校づくりの推進

小・中学校においてICT¹¹を活用した教育を推進するとともに、老朽化対策やバリアフリー化等を着実に実施することで、魅力ある学校づくりにつなげます。

取組 ICTを活用した教育の推進

[方針]

小・中学校におけるICT環境の整備を引き続き行うことにより、ICTを効果的に活用した教育活動を推進し、子どもの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|------------|------|-----|
| 学習指導等の充実 | 施策49 | |
| 学校組織・人材の支援 | 施策49 | |
| 教育財産の管理と活用 | 施策51 | |

取組 学校施設の老朽化対策

[方針]

学校施設改築・長寿命化改修計画や大規模改修整備方針に基づき、計画的かつ着実な老朽化対策を実施するとともに、ユニバーサルデザイン¹⁵に配慮した改築や災害時における避難所運営を見据えた整備を進めます。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------|------|-----|
| 学校施設老朽化対策事業 | 施策51 | |

プロジェクト3 活気に満ちた交流が盛んなまちづくり

本市には、歴史文化遺産や豊かな自然環境、スポーツのトップチームの存在など地域特有の資源が集積していることから、こうしたまちの特長と魅力に関する情報の発信などにより市民の理解を深めていくことで、シビックプライド^{*16}の醸成を目指します。また、感染症の状況を踏まえつつ、観光等を起点としたプロモーションを展開することにより地域の活力の創出と交流の促進を図ります。

さらに、市のシンボルである国天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」を活かした中心市街地のエリアマネジメント^{*17}に取り組むとともに、分倍河原駅周辺地区や府中基地跡地留保地周辺地区などの各拠点整備の推進などにより、活気とにぎわいを創出し、地域産業の振興を図ります。

数値目標

| 指 標 名 | 基準値 (R 3) | 最終目標 (R 7) |
|------------------------|----------------|-----------------|
| 活気とにぎわいに満ちたまちだと思ふ市民の割合 | | 維持または向上 |

目標 1 中心市街地における魅力あふれる空間の創出

市のシンボルである国天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」などの地域の特長的な自然景観や歴史文化遺産を活用したまちづくりを市民や事業者などとの協働により進めることで、まちへの愛着とふるさと意識の醸成を図るとともに中心市街地の魅力を高め、にぎわいの創出と地域経済の活性化を図ります。

取組 中心市街地の活性化

[方針]

エリアマネジメントの推進による中心市街地の魅力向上と活性化に向けて、けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境の整備を進めるとともに、市民や事業者等が主体となった催しに対する支援などを通じて、にぎわいの創出や地域経済の活性化を図ります。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|------------------|--------|-----|
| けやき並木周辺整備事業 | 施策 6 0 | |
| 中心市街地活性化ビジョン推進事業 | 施策 6 0 | |

取組 歴史遺産の保存と活用

[方針]

国史跡武蔵国府跡(国司館地区)について、歴史遺産の保存と活用を図り、歴史の重層するふるさと府中の魅力を生かしたまちづくりにつながるよう第二期整備を計画的に進めます。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------|--------|-----|
| 武蔵国府跡保存活用事業 | 施策 4 5 | |

目標 2 活力を生み出す拠点の形成

分倍河原駅周辺地区の基盤整備を推進し、地域の特性を踏まえたにぎわいと良好な居住環境との調和のとれたまちづくりを進めます。また、府中基地跡地留保地周辺地区については、緑の空間を確保するとともに、産業やスポーツの振興など活力を生み出すためのまちづくりに向けた検討を進めます。

取組 分倍河原駅周辺地区まちづくり

[方針]

駅舎の改良や自由通路の整備、駅前溜まり空間の整備などのハード整備とともに、快適でにぎわいのある商店街の形成や良好な居住環境を保全するためのルールづくりなどのソフトの取組を展開していくため、地域住民や交通事業者等との協議・検討を進めます。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|-------------|--------|-----|
| 分倍河原駅周辺整備事業 | 施策 5 9 | |

取組 府中基地跡地留保地周辺地区まちづくり

[方針]

府中基地跡地留保地周辺地区では、利用計画にもとづく留保地の土地利用の誘導を図るとともに、新たな魅力としてのイノベーションを創出することで、市全体の活性化につながる将来を見据えたにぎわいと活力を生み出すためのまちづくりに向けた検討を進めます。また、地区内に建設予定の新しい総合体育館については、ニーズ調査や分析を行い、その役割や機能を明確にしていきます。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|----------------------|--------|-----|
| 総合体育館移転関連事業 | 施策 4 7 | |
| 府中基地跡地留保地周辺地区まちづくり事業 | 施策 5 9 | |

目標3 地域資源を活かしたにぎわいの創出

市内のトップチームとの連携や世界的スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興、観光プロモーション、文化・芸術施設の整備などまち特有の地域資源に磨きをかけ、これらを活用することで、にぎわいの創出につなげます。

取組 スポーツをはじめとした地域資源の活用

[方針]

市内を拠点に活動するトップチームとの協働により、市内スポーツ人口のすそ野の拡大、地域における一体感の醸成などを図ります。また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック等の国際大会のレガシーを活かしたスポーツ振興を推進していきます。こうしたスポーツをはじめ、市の有する様々な地域資源を観光資源としても活用することで、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい観光プロモーションを展開していきます。

[対応する施策・主要な取組]

| 施策・主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|--------------------|-------|-----|
| トップチーム等連携事業 | 施策4 8 | |
| 観光資源の活用・創出による地域活性化 | 施策6 6 | |

取組 文化・芸術の環境づくりの推進

[方針]

府中の森芸術劇場について、文化・芸術の環境づくりの推進を図り、より一層市民に親しまれる施設となるよう施設改修を計画的に実施します。

[対応する主要な取組]

| 主要な取組 | 該当施策 | 頁番号 |
|----------------|-------|-----|
| 府中の森芸術劇場管理運営事業 | 施策4 4 | |

4章 分野別の施策

1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|-------|-----------------|-----------------------------|
| 保健・福祉 | 1 健康づくりの推進 | 01 健康づくりの支援 |
| | | 02 疾病予防対策の充実 |
| | | 03 地域医療体制の整備 |
| | 2 子ども・子育て支援の充実 | 04 地域における子育て支援 |
| | | 05 妊娠期から子育て期までの継続的な支援 |
| | | 06 ひとり親家庭への支援 |
| | | 07 教育・保育サービスの充実 |
| | 3 高齢者サービスの充実 | 08 高齢者がいきいきするための支援 |
| | | 09 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援 |
| | 4 障害者サービスの充実 | 10 障害者の社会参加の推進 |
| | | 11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実 |
| | | 12 障害者の地域生活支援 |
| | | 13 障害児への支援の充実 |
| | 5 社会保障制度の充実 | 14 高齢者医療制度の普及と推進 |
| | | 15 国民健康保険の運営 |
| | | 16 国民年金の普及 |
| | | 17 介護保険制度の円滑な運営 |
| | 6 生活の安定の確保 | 18 低所得者の自立支援 |
| | | 19 住宅セーフティネット制度の推進 |
| | 7 共に生きるまちづくりの推進 | 20 つながり支え合う地域づくり |
| | | 21 安心して生活できる福祉環境の整備 |

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 7 教育・保育サービスの充実

めざす姿(施策の目的)

就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況や子どもの個性に応じて必要とされる教育・保育サービスが提供されており、安心して出産し、子育てできる環境が整っています。

現状と課題

女性の就業率増加により高まる保育需要に対応するため、認可保育所の開設や定員増を進めた結果、待機児童数は平成29年度の383人をピークとして、平成31年度は146人、令和2年度は86人、令和3年度は28人となり、待機児童は解消には至っていないものの、年々減少しています。保育施設の増加や多様化に加え、利用者の働き方やニーズなども変化していることから、各事業者の保育サービスの質を維持・向上させる取組や人材(保育士)の確保が求められるとともに、医療的ケアが必要な児童など、特別な支援が必要な児童の受入体制の整備が求められています。また、今後は就学前児童人口の減少が進み、教育・保育サービスの供給過多や地域偏在の課題が想定されることから、対応策について早期に検討・着手することが必要です。

施策の方向性

- 施設への給付や保護者への保育料の助成を通じて、保育園をはじめとする保育施設や幼稚園等の中から保護者が最適な教育・保育サービスを選択できる環境を整えます。保育園の延長保育や一時預かり等についても、需要の変化に留意しつつ、事業を継続します。また、事業者の協力を得ながら、特別な支援が必要な児童等の個別ニーズに対応していきます。
- 教育・保育の質の維持・向上を図るためには、保育士等の確保と育成が必要なことから、保育士等の処遇改善やキャリアアップのほか、業務負担の軽減に取り組みます。また、良質な育成環境を維持できるよう、事業者に対する保育支援者巡回支援や指導検査、第三者評価の受審費用の助成を引き続き実施します。
- 待機児童を増やさない、発生させないための取組を進めるとともに、今後想定される教育・保育サービスの供給過多や地域偏在への対応策を検討します。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|------------|-------------|-------------|--|
| 保育所入所待機児童数 | 28人 (R3) | 0人 | 4月1日時点において認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているが認可保育所等に入所できない児童数です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|----------------|--|
| 待機児童解消事業 | 保育コンシェルジュ ¹⁹ によるきめ細かい相談対応により、保護者のニーズに合った教育・保育サービスを提供するとともに、保育施設の定員未充足や地域偏在への対応策として、定員調整等の検討を進めていきます。 |
| 教育・保育施設給付・運営事業 | 子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育給付を適正に行うとともに、教育・保育施設が利用者ニーズに対応した一時預かり、延長保育等の事業を展開する際の支援を行います。 また、特別な支援が必要な児童について、障害児保育等の受入れの充実を図ります。 |
| 保育施設・保育士等支援事業 | 良質な育成環境の維持・向上を図るため、認可保育所・認証保育所等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談等を行う巡回支援を実施します。また、保育士等の処遇改善や負担軽減に資する事業に対する支援を行います。 |

協働により推進したい取組

- 利用者のニーズに沿った多様な保育・教育サービスの提供に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）

| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|-------|---------------------|-----------------------|
| 生活・環境 | 1 緑と生きものを育むまちづくりの推進 | 22 生物多様性の保護と回復 |
| | | 23 公園緑地等の活用促進 |
| | 2 生活環境の保全・向上 | 24 環境に配慮した活動の促進 |
| | | 25 まちの環境美化の推進 |
| | | 26 公害対策の推進 |
| | | 27 斎場・墓地の管理運営 |
| | 3 循環型社会形成の推進 | 28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進 |
| | | 29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保 |
| | 4 交通安全・地域安全の推進 | 30 交通安全の推進 |
| | | 31 地域安全の推進 |
| | 5 災害に強いまちづくりの推進 | 32 危機管理対策の強化 |
| | | 33 消防力の充実 |
| | | 34 震災に対応した建築物等の誘導 |

3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|-------|-------------------------|---------------------------|
| 文化・学習 | 1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進 | 35 人権意識の醸成 |
| | | 36 平和意識の啓発 |
| | | 37 男女共同参画の推進 |
| | | 38 都市間交流の促進 |
| | | 39 多文化共生の推進 |
| | | 40 地域コミュニティの活性化支援 |
| | 2 生涯にわたる学習活動の推進 | 41 学習機会の提供と環境づくりの推進 |
| | | 42 図書館サービスの充実 |
| | 3 文化・芸術活動の支援 | 43 市民の文化・芸術活動の支援 |
| | | 44 文化施設の有効活用 |
| | | 45 歴史文化遺産の保存と活用 |
| | 4 スポーツ活動の支援 | 46 スポーツ活動の普及・促進 |
| | | 47 スポーツ環境の整備 |
| | | 48 トップチーム等との連携 |
| | 5 学校教育の充実 | 49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成 |
| | | 50 学びの機会を保障するための支援の充実 |
| | | 51 子どもの学びを支える教育環境の充実 |
| | 6 青少年の健全育成 | 52 小学生の放課後の居場所づくりの推進 |
| | | 53 青少年健全育成活動の推進 |

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 36 平和意識の啓発

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが「府中市平和都市宣言³⁶」を尊重し、世界平和への願いや愛する郷土を未来に引き継ぐ意思をもった上で、自らも幸せに生活しています。

現状と課題

平和展や平和のつどいなどの事業を展開し、平和の尊さについての意識啓発に努めています。しかし、戦後75年余りが経過して戦争を体験した世代が少なくなっており、戦争体験を風化させることなく次世代に伝承すること、平和がいかに大切であるかを市民一人ひとりが認識することが求められています。市民同士の情報発信や情報共有を促進するなど、市民との協働により、平和意識の更なる啓発を図ることが必要です。

施策の方向性

- 過去の戦争体験の伝承と平和の尊さを広く市民に周知するため、市民との協働により、市民が戦争や平和について考える機会を積極的に設け、市民の平和意識の向上を図ります。特に、次代を担う若い世代に向けて、啓発事業や広報活動にICT¹¹ 技術を活用し、啓発活動の充実を図ります。また、白糸台掩体壕³⁷ など地域の戦跡や市民の方々の戦争体験談を活用し、市民が平和を身近に、自分の問題として捉え、学ぶことのできる機会を創出します。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|---------------------------------|---------------|-------------|------------------------|
| 「日々安心して暮らせる平和」が大切であると感じている市民の割合 | 90.9% (R2) | 92.5% | 市民意識調査により把握します。 |
| 平和啓発事業における来場者の満足度 | | 90.0% | 平和啓発事業におけるアンケートで把握します。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|--------|---|
| 平和啓発事業 | 平和都市宣言に係る広報・周知活動や平和展・平和のつどいといった啓発活動を市民との協働により行うとともに、市立小学校における地域の資料を活用した平和に係る授業や夏休み期間中に平和に関する映画上映、小学生向けの白糸台掩体壕見学会など、特に次世代を担う若い世代に向けた取組を行います。また、時代の変化に合わせ、啓発活動においてはICTの活用を検討していきます。 |

協働により推進したい取組

- 平和意識の更なる啓発に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 2 生涯にわたる学習活動の推進

施策 41 学習機会の提供と環境づくりの推進

めざす姿(施策の目的)

市民の誰もが等しく学習できる環境が整っており、これらの機会を通じて世代を超えた交流活動が行われるとともに、「学び返し³⁹」により学んだことを地域に生かすなど、市民が活躍するまちづくりが進められています。

現状と課題

府中市生涯学習センターで開催している講座には多くの参加者が集まるものの、勤労者や若年世代の参加は少ないため、今後はこれらの層のニーズを踏まえた受講しやすい講座等を検討するとともに、老朽化が進んでいる当該センターの改修の機会を捉え、今後の施設のあり方の検討を進める必要があります。文化センター内にある公民館では、公民館講座として各種講座を実施し、地域の市民が講師として活躍するなど多様な講座を企画し、市民にとって身近な施設での学びの機会となっています。今後も地域のニーズに合った講座やより参加しやすい工夫が必要となります。また、「学び返し」の取組を市全体に広め、地域づくりを担う人材の育成、増加を図るなど、学習の成果を活かした市民協働による豊かなまちづくりを推進することが求められています。

施策の方向性

- 府中市生涯学習センターの指定管理者制度⁴⁰による運営や、身近な学びの場である文化センター内にある公民館の活用、市民ボランティア・大学等との連携・協働による取組など、事業者や市民等がもっている力を活かして社会教育環境の充実に努めるとともに、市民の「学び返し」に係る連携の推進に向けた仕組みづくりや多様な媒体を活用した広報等を行います。また、府中市生涯学習センターの老朽化対策と合わせて、当該センターのあり方の検討も進めます。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|-----------------|-------------|-------------|------------------------------------|
| 生涯学習センターの利用者満足度 | 97% (R2) | 現状維持 | 生涯学習活動の拠点である府中市生涯学習センターの利用者の満足度です。 |

| | | | |
|-------------------|-----------------|---------|-----------------------------------|
| 生涯学習センターの講座への受講者数 | 54,729人 (R1) | 65,000人 | 生涯学習センターで実施している講座の受講者数です。 |
| 生涯学習サポーター登録者数 | 71人 (R2) | 85人 | 市民自らが講師となり市民に教えるサポーター活動をしている人数です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|------------|--|
| 生涯学習機会創出事業 | 府中市生涯学習センターや各文化センターの公民館において各種講座を開催するとともに、講座内容の充実や多様化を図るほか、効果的な広報活動等を実施します。また、生涯学習に関する市民ボランティアや地域の担い手等の養成にも力を入れ、地域での「学び返し」活動が積極的に行われるように努めます。 |

協働により推進したい取組

- 「学び返し」の普及、推進に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 2 生涯にわたる学習活動の推進

施策 42 図書館サービスの充実

めざす姿(施策の目的)

市民が図書館で収集・整理・保存されている、電子書籍を含めた図書資料や視聴覚資料などの情報を活用し、知的・文化的な生活を営むとともに、時代のニーズや変化にあったイベントや講座といった学びの場による学習活動やレファレンスサービス(調べもの相談)を利用し、生活上の様々な課題の解決に取り組んでいます。

現状と課題

図書館は図書資料等の閲覧・貸出に加え、市民の知的・文化的活動や様々な調査研究・問題解決を支える情報発信の拠点として、市民の生涯にわたる学習活動を支援する継続的なサービスの提供に努めています。しかし、スマートフォンなど電子メディアの普及により、手軽に様々な情報が入手できるなどの現状から、市民1人当たりの貸出冊数は減少傾向にあります。幅広い図書館の資料を活用した調査研究により正確な情報を入手することや読書活動の推進が必要です。さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)に関する国の基本的な計画が公表され、視覚障害等による表現の認識などにハンディキャップをお持ちの方に向けた利用しやすい書籍等に係る支援体制等の整備や、著作権法の一部改正による図書館資料の一部に係る公衆送信の整備が必要となっています。児童・青少年に向けた読書活動やレファレンス、地域資料の提供などのサービスの継続・拡充を図る一方で、市民ボランティアとの協働やPFI^{*41}事業者による民間活力の活用を図りながら、効果的かつ効率的に施設を運営することも求められています。

施策の方向性

- 時代や市民のニーズを把握した上で、様々な分野、種類の資料を収集するとともに、幅広い年代に向けた取組の実施や様々な方法での情報発信を行います。また、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、アウトリーチ活動を行うなど、調べもの学習を含め子どもの読書活動を推進します。
- 市民ボランティアとの協働により、音訳資料や対面朗読の拡充を図るとともに、仕事や介護、障害等様々な理由で図書館に来館することが困難な方等に向けて、電子書籍の導入など非来館型サービスを実施します。
- レファレンスの利便性の向上を図るため、受付体制の拡充や他自治体、市内の大学等との連携を図りながら、知的・文化的活動や様々な問題解決に係る支援を行います。また、図書館所蔵の貴重な地域資料を次世代に伝承するとともに、閲覧や研究の利用促進を図るため、デジタルアーカイブ^{*42}を実施します。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|---------------------|----------------|-------------|-------------------------------|
| 市民1人当たり年間図書 等貸出数 | 7.5点 (R1) | 8.2点 | 図書館資料の年間の延べ貸出数を本市の人口で除した数値です。 |
| 図書館利用者満足度 | | 90%以上 | 市立図書館全館の利用者の満足度です。 |
| レファレンス件数 | 4,843件 (R1) | 5,444件 | 利用者からの年間の延べ相談件数です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|--------------|--|
| 中央図書館運営事業 | 資料や情報を収集・保存・提供するとともに、子ども読書活動を関係機関と連携して推進します。さらに、視聴覚資料や電子情報など幅広い分野の情報を提供し、インターネットなどの利用環境を強化する情報社会に即した市民の情報発信拠点を目指します。 |
| 地区図書館運営事業 | 市内に12館ある地区図書館において、地域の方の身近な情報拠点として特集展示やおはなし会等の開催などの地域に根ざした図書館サービスを展開します。 |
| レファレンスサービス事業 | 国立国会図書館、東京都立図書館、他の公立図書館や大学図書館等と連携・協力するネットワークの充実や各種データベースの利用促進、地域資料の収集やデータ化を図り、市民が学習や仕事で必要とする資料や情報を適切に提供します。 |

協働により推進したい取組

- 児童・青少年やハンディキャップサービスの事業、各種講座やテーマ展示等に関する
こと。

SDGsとの関連

| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 43 市民の文化・芸術活動の支援

めざす姿(施策の目的)

本市特有の伝統芸能や芸術文化がしっかりと継承され、市民がそれらに親しみや誇りをもつとともに、様々な文化や芸術活動に触れる、楽しむ機会が充実しており、心豊かな生活を営んでいます。

現状と課題

府中囃子と武蔵国府太鼓は、民俗芸能として市民に認識されているものの、更なる普及や着実な継承のために、より効果的な方法を検討することが必要です。

また、本市では多くの市民に向けて文化芸術に親しむ機会を提供するとともに市民や文化団体の文化・芸術活動を支援しています。ライフスタイルの多様化や情報通信技術の進展などにより、市民の文化・芸術活動が多様化しているため、市民の主体的な活動の輪が広がるよう、新しいニーズに応え、多様な方々への配慮や機会の提供・支援をより一層進めていく必要があります。

施策の方向性

- 府中市の郷土芸能である府中囃子と創作芸能である武蔵国府太鼓の保存・伝承のため、囃子保存会と武蔵国府太鼓連盟とともにより効果的な取組を検討し、展開していきます。
- 府中の森芸術劇場をはじめとする市内の文化施設を活用し、市民団体との協働によって、多様な文化・芸術活動の振興に寄与するイベント等を開催します。また、イベント等の周知や実施において時代に合った情報発信も行います。
- 青少年や新しい文化・芸術団体の活動を支援し、既存の市民団体の交流を促すなど、市民の文化・芸術活動全体の振興を図ります。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 府中囃子及び武蔵国府太鼓の認知度 | | 65% | 市政世論調査により把握します。 |
| 市民芸術文化祭参加者・ 参観者数 | 参加者 5,458人 参観者 116,898人 | 参加者 5,800人 参観者 127,000人 | 市民芸術文化祭の参加者と参観者の人数です。 |

| | | | |
|--|------|--|--|
| | (R1) | | |
|--|------|--|--|

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-------------|---|
| 武蔵国府太鼓普及事業 | 武蔵国府太鼓について、より効果的な担い手の育成方法を検討します。 |
| 府中市民芸術文化祭事業 | 若い世代をはじめ、誰でも参加・体験できる、より魅力的な事業となるよう、市民との協働により、市内の各施設においてイベント等を開催します。 |

協働により推進したい取組

- 文化芸術に親しむ機会の提供と担い手の育成や、本市の伝統文化の伝承・普及に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 4 4 文化施設の有効活用

めざす姿(施策の目的)

各文化施設が文化・芸術に係る鑑賞や学習、文化・芸術活動に係る発表等のために供されており、市民が身近な場所で文化・芸術に親しむことで、文化意識が十分に醸成されています。

現状と課題

府中の森芸術劇場、郷土の森博物館、府中市美術館といった文化施設について、目標稼働率や目標入場者数をおおむね達成している状況にあります。今後は多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、施設の運営方法を見直すなど、より一層市民(利用者)に親しまれる文化施設となるよう取り組むことが必要です。また、各施設の老朽化も進んでいるため、優先順位を付けて計画的に修繕していくことや、限られた財源の中で、費用対効果を十分に意識した運営や事業展開が求められています。

施策の方向性

- アンケート調査等を活用してニーズを捉え、事業展開に反映させるとともに、年代に合わせた効果的な広報・周知方法を取り入れ、情報発信に関する環境の整備を進めます。また、各文化施設の連携にとどまらず、施設を利用する文化団体間の連携も促進し、文化活動の更なる活性化に努めます。
- 施設の維持保全のための老朽化対策について、運営面や財政面への影響を最小限に抑えながら計画的な施設改修を実施します。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|--------------------|------------------|-------------|--------------------------------------|
| 府中の森芸術劇場3ホールの平均稼働率 | 74.1% (R1) | 78% | どりーむホール・ウィーンホール・ふるさとホールに係る稼働率の平均値です。 |
| 郷土の森博物館入場者数 | 276,650人 (R1) | 333,500人 | 郷土の森博物館の年間の延べ入場者数です。 |
| 府中市美術館入場者数 | 302,525人 (R1) | 310,000人 | 府中市美術館の年間の延べ入場者数と美術普及事業の年間の延べ参 |

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| | | | 加者数を合計した人数です。 |
|--|--|--|---------------|

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|----------------|--|
| 府中の森芸術劇場管理運営事業 | 施設の適正な維持管理・運営に努め、施設の老朽化等に伴う改修を計画的に実施します。 |
| 郷土の森博物館管理運営事業 | 教育資源等の更なる活用を図ることで、サービスの低下をできる限り防ぎ計画的な施設改修を行います。 東京を代表する総合博物館として、小中学校に対し有益な情報と教材を提供していきながら、学校教育との連携を深めるほか、市民に親しまれる施設となるよう、展示・プラネタリウム・園内の回遊性の促進を図るとともに、市民団体との連携事業を進めます。 |
| 美術館維持管理事業 | 国内外の優れた美術作品を紹介する企画展を実施するとともに、全館的な大規模改修を検討していきます。 |

協働により推進したい取組

- イベントの開催といった文化施設の有効活用に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 45 歴史文化遺産の保存と活用

めざす姿(施策の目的)

歴史文化遺産の保存と歴史資料の活用等により、市民をはじめとする多くの人々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深めており、郷土愛が育まれるとともに、歴史と伝統があるまちとしての魅力が広まっています。

現状と課題

継続した埋蔵文化財の発掘調査をはじめ、ふるさと府中歴史館における発掘調査成果に関する展示、市史刊行物の発行、更には国史跡武蔵府中熊野神社古墳公園及び国司館と家康御殿史跡広場の供用開始など、歴史文化遺産を学び、理解を深めてもらう取組を展開してきましたが、今後はインターネットを活用した情報提供や外国人向け表記等の取組など、本市内外のより多くの人に向け、本市の歴史と伝統に係る魅力を周知していく必要があります。

施策の方向性

- ふるさと府中歴史館をはじめとする各施設において、魅力的な展示やイベントを開催するとともに、市民との協働により、歴史文化遺産を活用した地域づくりや魅力発信を行います。また、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)は歴史と伝統があるまちを代表する場所であるため、にぎわいと魅力のあるまちづくりにつながるよう、第二期整備を計画的に実施します。
- 市史編さん事業では、大学等の専門研究者と協働して学術的な調査研究を行い、その最新成果を活用して『新 府中市史』を編集・発行します。また調査研究では、市内の多様な地域と時代の文化遺産に、新たな学術的な価値が見いだされているので、その成果を将来の歴史文化遺産の保存活用につなげられるよう、市史資料編・通史編・報告書などで紹介します。
- 上記を踏まえ、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木、都旧跡川崎平右衛門定孝墓などの、市内で保存されてきた多様な歴史文化遺産を、市民及び全国に向けて発信し、文化、教育、観光などで広く活用できるよう、普及にも注力します。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|-------------------|-----------------|-------------|--------------------------|
| ふるさと府中歴史館入 場者数 | 86,284人 (R1) | 96,000人 | ふるさと府中歴史館の 年間の延べ入場者数で |

| | | | |
|----------------------|--|--------------------------------|------------------------------------|
| | | | す。 |
| 国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館入場者数 | 9,160人 (R1) | 12,500人 | 国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館の延べ入場者数です。 |
| 『新 府中市史』の刊行物の発行数 | 資料編2、資料編別冊1、報告書1、市史研究1の計5巻、既刊11巻 (R2) | R6に市史編さん事業は完了、刊行物としては全31巻を発行予定 | 本市の全時代の歴史を対象とした『新 府中市史』の刊行物の発行数です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-----------------|---|
| ふるさと府中歴史館管理運営事業 | 発掘調査成果に関する展示等のほか、歴史的公文書の保存公開施設として、市民等との協働により、教育だけでなく観光でも活用できる施設となるよう管理・運営します。また、新庁舎等への機能移転を見据え、公文書館機能の維持や歴史的公文書の保存・活用のあり方について検討します。 |
| 武蔵国府跡保存活用事業 | にぎわいと魅力のあるまちづくりにつながるよう、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)の第二期整備を計画的に進めます。 |
| 府中市史編さん事業 | 令和6年の市制70周年までに予定している市史刊行物のすべての発行を完了し、市民をはじめとする多くの方々に配布・頒布ができるよう、計画的に調査研究・編集・発行を進めます。 |

協働により推進したい取組

- 歴史文化遺産に係る情報発信や市史刊行物の周知・活用に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 46 スポーツ活動の普及・促進

めざす姿(施策の目的)

「スポーツタウン府中^{*13}」の発展のため、年齢や障害の有無などに関わらず、すべての市民が自身に合ったスポーツ活動に親しみ、心身ともに健康で活力に満ちた生活を営んでいます。

現状と課題

市内各所のスポーツ施設を利用し、多くの市民がスポーツ活動に親しんでいますが、スポーツ活動を全く行っていない方が最初の一步を踏み出すきっかけ・気付きとなるような取組や仕組みのほか、ライフステージやライフスタイルの変化によってスポーツ活動を断念することなく、継続してもらうような意識啓発を行うことが必要です。また、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の大きな国際大会の開催に伴う本市のレガシーをどのようにスポーツ振興等につなげていくのか、この活用に係る検討が求められています。

施策の方向性

- 年齢や障害の有無などに関わらず、市民の誰もがそれぞれの体力や能力・年齢・目的に応じ、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツに係る体制や取組について、ラグビーワールドカップ 2019 やオリンピック・パラリンピックの開催に係り積み上げてきたボランティアの育成や各種目の地域協力などもレガシーとして活かしながら、トップチーム間連携の仕組みづくりや地域においてもふれあいができる講座・事業の実施など、更なる充実に向けて取り組みます。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|-------------------|---------------|-------------|-----------------|
| 週1回以上スポーツをする市民の割合 | 57.2% (R1) | 62.0% | 市政世論調査により把握します。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|---------------|-------------------------------------|
| 市民スポーツ大会等運営事業 | 市民の日頃の活動成果の発表と参加の場を提供し、スポーツ振興を図ります。 |

協働により推進したい取組

- スポーツ活動に興味をもってもらえるような取組に関すること。

SDGsとの関連

| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 47 スポーツ環境の整備

めざす姿(施策の目的)

各スポーツ施設が安全で快適にスポーツを行えるよう整備・運営されるとともに、市民が積極的にスポーツ活動に取り組める拠点となるなど、「スポーツタウン府中^{*13}」として誰もがスポーツに親しむことができるまちになっています。

現状と課題

各スポーツ施設は老朽化が進行しており、通常の修繕や定期メンテナンスは行っていますが、施設によっては利用者が安心・安全に利用できる状態を維持するための保全対策や大規模改修が必要となります。このような中、総合体育館は府中基地跡地留保地への移転が決定しているため、求められる役割やニーズへの対応、コストと効果などを踏まえた新しい施設整備に係る検討が必要です。また、他のスポーツ施設のあり方や運用の効率化など適切な維持管理について検討を進めることも求められています。

施策の方向性

- 利用者が安全・安心・快適に利用できるよう各施設を管理・運営するとともに、老朽化対策も含め、計画的かつ効率的な施設保全手法の検討を行います。また、スポーツ施設に関わる基準適合に向けた対応及びスポーツの多様化を十分に考慮し、スポーツ施設に係る全体の配置適正化計画を策定します。
- 新しい総合体育館の建設に向け、ニーズ調査や分析を行います。あわせて、今後のスポーツ行政における中核施設としての役割や災害時の避難所としての機能などを明確にしていきます。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|--------------------|-------------|-------------|----------------------------|
| 市内体育館における空調設備整備施設数 | 1施設 (R2) | 6施設 | 利用者の熱中症対策(災害時を含む)として整備します。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-------------|--|
| 体育施設整備事業 | 地域体育館の体育室に係る空調設置、市民球場外壁改修工事をはじめ、朝日体育館、地域プール(小柳、武蔵台、白糸台、新町)の廃止(解体)等を行います。 |
| 総合体育館移転関連事業 | 移転に向け、新しい総合体育館に係る整備方針等を策定します。 |

協働により推進したい取組

- 各スポーツ施設の適切な修繕等の実施や、野球場等における整地その他の整備に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 48 トップチーム等との連携

めざす姿(施策の目的)

市民がトップチーム、アスリートとのふれあいや試合での活躍を楽しめる環境が整っており、それらの機会を通じ、スポーツの振興やスポーツの力を活かしたまちづくりが行われています。

現状と課題

市内を拠点とするトップチームの試合観戦やイベント等への参加を通して、多くの市民が気軽にスポーツに触れ、親しむことができる機会を創出していますが、今後はラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックで積み重ねてきた取組などのレガシーも活かしつつ、トップチームや関係団体等との密な連携を図りながら、市民が自身に合ったスポーツとの関わり方やスポーツ活動へのきっかけを見つけられるよう取り組むことが必要です。また、トップチームを含め、スポーツに携わる団体や市民等のつながりを活かして地域の課題解決を図るなど、まちづくりの視点による取組も求められています。

施策の方向性

- トップチーム等の活動支援や活躍している選手の情報発信、関係団体との連携・協働によるイベント等の実施、認知度の向上、市内スポーツ人口のすそ野の拡大、地域の一体化の醸成、トップチーム間での連携を図るための仕組みづくりを検討するなど、「スポーツタウン府中^{*13}」の推進に努めます。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|----------------------------------|---------------|-------------|-----------------|
| 市内を拠点に活動するトップチームの試合や練習を観戦した市民の割合 | 29.0% (R1) | 33.6% | 市政世論調査により把握します。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-------------|--|
| トップチーム等連携事業 | 市内を拠点に活動するトップチームとの協働により「ボールふれあいフェスタ」を実施します。また、トップチーム間でも連携できるような仕組みづくりを行い、スポーツ振興やまちづくりに向けた体制の強化を図ります。 |

協働により推進したい取組

- スポーツを活用した地域の活性化に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 5 学校教育の充実

施策 49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成

めざす姿(施策の目的)

地域(市民)と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、協働し、郷土府中への誇りと愛着をもった持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。

現状と課題

学校では、すべての児童・生徒が知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力と人間性等をバランスよく育み、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、安心して楽しく通える魅力ある学校づくりを行う必要があります。また、すべての市立小・中学校に特別支援教室を設置していますが、今後はそれぞれの児童・生徒の課題に応じた、きめ細かい支援を充実していくことが求められています。さらに、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、早急な対応が課題となっています。学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、求められる役割が拡大する中、学校の組織力の更なる強化が求められています。

施策の方向性

- 子どもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるように、ICT の活用などにより、学校における教育内容の充実を図ります。
- 児童・生徒一人ひとりが特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を推進します。
- 教員の長時間労働を軽減するとともに、学校が抱える課題に対応できる体制を強化するため、教員の働き方改革や指導力向上、各種支援員の適正な配置及び外部人材の活用、地域との連携の強化を推進します。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|-----------------------------|--|------------------------------------|--|
| 全国学力・学習状況調査における都平均値との正答率の比較 | 小6 -0.7 ポイント 中3 +2.6 ポイント (R1) | 小6 ±0.0 ポイント 中3 +3.0 ポイント | 全国学力学習調査における本市の小学6年生と中学3年生の正答率を、都平均値と比較したものです。 |

| | | | |
|---------------------------|--------------|------|---|
| 個々の実態に即した指導内容・方法の工夫改善の実施率 | 86% (R3) | 100% | 特別支援学級及び特別支援教室において教育課程に位置付けて指導内容・方法の工夫改善を実施した学校の割合です。 |
| 教員1人当たりの1か月の時間外在校等時間 | 34時間 (R1) | 22時間 | 教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の平均値です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-------------|--|
| 学習指導等の充実 | 生涯を通して健全な生活を送ることができるよう、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育むため、各教科の学習はもとより、食育等の健康教育、人権教育、環境教育、キャリア教育や学校行事等の内容の充実にも取り組みます。 |
| 特別支援教育の充実 | 児童・生徒一人ひとりが個に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。 |
| 学校組織・人材支援事業 | 教員の育成を目的とした研修の実施や、教員をサポートし、学校の運営を支援するための支援員の配置、ワーク・ライフ・バランスの推進を行います。また、地域との連携を推進するため、各学校で学校運営協議会 ^{*43} (文部科学省版コミュニティ・スクール ^{*12})またはスクール・コミュニティ協議会 ^{*44} (府中版コミュニティ・スクール)の取組を展開します。 |

協働により推進したい取組

- 学校教育との連携に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 5 学校教育の充実

施策 50 学びの機会を保障するための支援の充実

めざす姿(施策の目的)

すべての児童・生徒が、誰一人取り残されることがなく、安心・安全に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育てています。

現状と課題

心理相談員やスクールソーシャルワーカー¹⁴が児童・生徒、保護者、学校からの教育全般に係る相談を受け、関係機関と連携して児童・生徒が抱える課題の解決を図っていますが、課題が多様化し、個別の対応を必要とする傾向も見られるため、関係機関や専門家との連携を深め、相談体制の充実を図る必要があります。また、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す体制を構築していく必要があります。

経済的理由による就学困難と認められる子どもの保護者に対する支援を行っている中、その支援に係る判定が難しい場合があるため、他市や都、国の動向を注視する必要があります。さらに、健康診断や相談を通じて、児童・生徒の健康づくりに努めていますが、近年、児童・生徒におけるアレルギー疾患が多様化しており、学校生活での配慮や管理に生かすため、児童・生徒の詳細な情報を把握していくことが必要です。

施策の方向性

- 児童・生徒が抱える悩みや課題に的確に対応し、支援できるよう教育相談体制を充実するとともに、関係機関とも連携しながら、それぞれの個に応じたきめ細かい支援を充実します。
- 学ぶ意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な生徒や学生に対して支援を行います。
- 児童・生徒が自らの健康状態を把握し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質や能力を育成していきます。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|--------------|----------------------------|--------------------|--------------------------|
| 不登校児童・生徒の出現率 | 小 1.23% 中 3.71% (R2) | 小 0.50% 中 3.00% | 全児童・生徒に対する不登校児童・生徒の割合です。 |

| | | | |
|--------------|---------------|------|---|
| 不登校児童・生徒の相談率 | 70.3% (R2) | 100% | 不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関による相談・指導等を受けた者の割合です。 |
|--------------|---------------|------|---|

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-------------------|--|
| 教育相談・教育支援事業 | 心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を進めるとともに、多様な相談に対して適切に対応するため、相談・支援体制の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育を実施するため、不登校特例校の設置を進めるほか、ICT ¹¹ を活用した学習支援を行っていきます。 |
| 学びを確保するための経済的支援事業 | 経済的理由による就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うとともに、人物・学力等に優れた学生又はその保護者に対し奨学金や貸付といった支援を行います。 |
| 子どもの健康管理事業 | 健康診断を通じて、児童・生徒の健康づくりに継続して取り組むとともに、健康診断の結果を基に、児童・生徒への保健指導を実施し、健康増進の啓発を図っていきます。また、学校医等や地域の協力機関等と連携し、健康への意識醸成を図っていきます。 |

協働により推進したい取組

- 児童・生徒の相談・支援体制の充実や健康に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 5 学校教育の充実

施策 51 子どもの学びを支える教育環境の充実

めざす姿(施策の目的)

学校施設の老朽化対策や大規模改修が計画的に進められるとともに、時代の変化に応じた教育環境の整備が継続的に行われています。また、おいしい給食を提供できる環境の整備も行われ、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができています。

現状と課題

児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、校舎・体育館などの非構造部材を含めた耐震化を実施していますが、建築後40年以上を経過した建物が7割以上であることから、老朽化対策として計画的な施設の更新や既存校舎などの長寿命化を図ることが求められています。また、児童・生徒一人1台端末の整備などが急激に進み、教育を取り巻く環境が大きく変わる中で、今後はICT¹¹を活用した教育活動を推進するための整備や、機能面や安全面の問題が生じる前に計画的に備品や設備の更新を引き続き行っていく必要があります。

給食センターでは、すべての児童・生徒が楽しく給食時間を過ごせるよう、必要となるアレルギー対応を含め、安全でおいしい学校給食を提供できる体制を整備する必要があります。

施策の方向性

- 学校施設については、学校施設改築・長寿命化改修計画や大規模改修整備方針に基づき、計画的かつ着実な老朽化対策を実施していきます。
- 教育環境の充実に資するために、老朽化した備品については計画的に買い替えを進め、更新を図っていきます。また、子どもの力を最大限に引き出す学びを実現するため、ICTを効果的に活用した教育活動が進められるよう学習環境を整備していきます。
- 給食センターでは、安全・安心でおいしい給食を提供できるよう、学校給食衛生管理基準等に適合した施設の管理運営を行います。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|-----------------------------|------------|-------------|-----------------------------------|
| 校舎のトイレで便器の洋式化率100%となった学校の割合 | 0% (R2) | 100% | 校舎のトイレについて、「便器の洋式化」等改修が実施済みの学校の割合 |

| | | | |
|------------------|--|------|---------------|
| タブレットを使用した授業の実施率 | | 100% | 学年別、教科等別の実施割合 |
|------------------|--|------|---------------|

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|-------------|--|
| 学校施設老朽化対策事業 | 学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、老朽化対策として、学校施設の改築を進めていきます。改築に当たり、バリアフリー化を含む、ユニバーサルデザイン ^{*15} に配慮するとともに、災害時における避難所運営も見据えた整備を行います。 |
| 学校施設整備事業 | 大規模改修整備方針に基づき、老朽化対策の実施時期が遅い学校については、便器の洋式化、床の乾式化等の校舎トイレの改修や、屋上・屋根の防水に係る改修など、経年劣化に伴う大規模改修を計画的に実施します。 |
| 教育財産の管理と活用 | 小・中学校の施設・設備を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて効率的に運用していきます。また、ICTを活用した教育を推進するための基盤となる環境を整備していきます。 |
| 学校給食運営事業 | 学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに適合した施設運営を行うことで、安全・安心でおいしい給食の提供を継続します。 |

協働により推進したい取組

- 学校改築の設計時における「新しい学校づくり」の検討に関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 6 青少年の健全育成

施策 52 小学生の放課後の居場所づくりの推進

めざす姿(施策の目的)

保護者の就労の有無を問わず、すべての児童が放課後を安全にいきいきと過ごすことができます。

現状と課題

各小学校区22か所に設置された施設で運営を行っている学童クラブと放課後子ども教室が相互に連携し、放課後の安全・安心な居場所を提供していますが、女性の就業率の上昇により利用希望者が増加しており、場所の確保が課題となっています。また、保護者の働き方の多様化に合わせて利用ニーズも多様化し、学童クラブについては育成時間の延長を行っていますが、近年、放課後に児童がトラブルや不審者に遭遇する事案が増えており、保護者から児童の登下館の時間を把握できる仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

- 児童の放課後の居場所として、学童クラブと放課後子ども教室を連携させながら運営します。また、新たな居場所の確保や人材育成に係る研修の実施などに努めるほか、ICT^{*11}技術を活用したニーズにこたえる取組も行っていきます。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|----------------------------|-----|-------------|--|
| 安全・安心に放課後を過ごせていると感じる保護者の割合 | | 80% | 学童クラブを利用する保護者向けのアンケートを実施し、児童が安全・安心に放課後を過ごせていると回答した人数の割合です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|--------------|---|
| 学童クラブ運営事業 | 直営の学童クラブ8か所の安定的な運営を行う。児童の登下館をメールで通知できる登館管理システムを導入し、保護者が児童の居場所を把握できる環境を整える。不慮の感染症等にも対応できるよう衛生管理を徹底する。委託の学童クラブ14か所の運営状況を把握し、安定的な運営を行う。全学童クラブで保護者等による利用者アンケートを実施し、育成の質の向上・平準化に努める。 |
| 放課後子ども教室運営事業 | 放課後子ども教室において、児童の安全安心な居場所を提供し、児童の健全育成に努める。児童の入退出をメールで通知できる入退出管理システムを導入し、保護者が児童の居場所を把握できる環境を整える。不慮の感染症等にも対応できるよう衛生管理を徹底する。 |

協働により推進したい取組

- 放課後児童の居場所づくりを含めた見守りに関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

基本施策 6 青少年の健全育成

施策 53 青少年健全育成活動の推進

めざす姿(施策の目的)

青少年が犯罪被害やトラブルに対する予防意識をもつとともに、悩みが複雑・深刻化する前に相談できる体制や、地域社会全体で犯罪被害及び非行の防止に取り組む体制が整備されており、青少年の健やかな成長が促されています。

現状と課題

核家族化の進行や就労環境の変化等により、家庭だけで子どもを犯罪や事故から守ることが困難だと言える状況の中、関係機関と連携し、青少年の健全育成に資する活動を継続して行っているが、スマートフォンの普及に伴うソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を媒介とした青少年の犯罪被害やトラブルの増加など、社会環境の変化に柔軟に対応することが求められています。

施策の方向性

- 家庭、学校、地域、警察等が、社会環境の変化に合わせた柔軟な活動を行えるよう、インターネット等の活用を含めた効果的な支援を実施するとともに、関係団体が情報共有を綿密に行い、地域社会が一体となった青少年健全育成活動の体制を整備します。
- インターネット環境の変化により生じる問題に関し、必要な情報を提供するとともに、家庭、学校及び地域の団体を通じて、啓発グッズなどの媒体を用いることにより、自画撮り被害やSNSでの誹謗中傷などインターネットに係る青少年の被害防止等に関する意識啓発を行います。
- 悩みを抱える青少年等が相談窓口を利用しやすくなるような環境整備を行うとともに、幅広く周知を行い、必要な支援につながるよう関係機関との連携を図ります。

指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) | 指標の説明 |
|----------------------|--------------|-------------|--|
| 府中警察署が補導した不良行為少年の人数 | 253人 (R2) | 240人 | 府中警察署が補導した飲酒、喫煙、深夜はいかい等の行為を行った少年の人数です。 |
| インターネット利用啓発動画の延べ視聴回数 | | 300回 | インターネットの利用啓発を行うオンラインセミナー動画の年間延べ視 |

| | | | |
|----------------------|--|-----|---------------------------|
| | | | 聴回数です。 |
| 青少年等に係る相談窓口を紹介した延べ人数 | | 39人 | 青少年等に係る相談窓口を紹介した年間延べ人数です。 |

主要な取組

| 取組名称 | 令和4年度から7年度までの取組内容 |
|------------------|---|
| 青少年健全育成事業 | 青少年健全育成基本方針に基づき、青少年対策地区委員会、学校、警察等の関係機関との連携により、青少年健全育成協力店、子ども緊急避難の家等による犯罪被害・非行防止体制の強化及び家庭の日事業、青少年健全育成標語コンクールなどを実施しますが、それぞれにおいてインターネット等を活用しつつ、社会状況に応じた活動となるよう推進します。 |
| 青少年インターネット利用啓発事業 | SNS・インターネットの利用上の注意に関する啓発グッズの配布、青少年自身やその保護者向けの講演会等を実施するほか、フィルタリング機能の利用促進に関する広報を実施します。 |
| 青少年総合相談運営事業 | スマートフォンのアプリ等を活用し、青少年等の悩みに応じて相談窓口を紹介する環境を整えるとともに、適当な相談窓口のない青少年等の抱える悩みについては、総合的に相談を受け付け、関係機関への支援につなげます。 |

協働により推進したい取組

- 青少年が抱える悩みの解決に向けた支援や非行防止に係る見守りに関すること。

SDGsとの関連

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |
| (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | | | |
| | | | | | | | | | |

4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|---------|--------------------|------------------------|
| 都市基盤・産業 | 1 快適で住みやすいまちづくりの推進 | 54 計画的な土地利用の推進 |
| | | 55 適正な開発事業の誘導 |
| | | 56 質の高い建築物の確保 |
| | | 57 魅力ある景観の保全・形成 |
| | | 58 公共交通の利便性の向上 |
| | 2 地域特性を生かした都市空間の形成 | 59 市内の拠点におけるまちづくりの推進 |
| | | 60 けやき並木と調和したまちづくりの推進 |
| | 3 都市基盤の保全・整備 | 61 安全で持続可能な道路機能の保全・整備 |
| | | 62 下水道施設の機能確保 |
| | 4 にぎわいの創出 | 63 中小企業の経営基盤強化の支援 |
| | | 64 地域商業の振興 |
| | | 65 工業の育成 |
| | | 66 観光資源の活用・創出による地域活性化 |
| | | 67 消費生活の向上 |
| | 5 都市農業の育成 | 68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援 |
| | | 69 農業とふれあう機会の拡充 |

第5章 行財政運営に関する施策

1 行財政運営

| | 基本方針 | 施策 |
|-----------------------|-------------------|-------------------------------|
| 行 財 政 運 営 | 1 市民参加と協働によるまちづくり | 101 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進 |
| | 2 市民に身近な広報・広聴 | 102 多様な媒体を活用した市政情報の発信 |
| | | 103 広聴活動・情報公開の充実 |
| | 3 安定的かつ効率的な行政運営 | 104 安定的な行政サービスの提供 |
| | | 105 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成 |
| | | 106 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化 |
| | 4 健全で持続可能な財政運営 | 107 長期的視点に立った公共資産の維持・活用 |
| | | 108 持続可能な財政運営 |

基本構想に掲げた各分野の基本目標の達成に向けて、4つの基本方針に基づき、計画的に行財政運営に関する各施策を推進してまいります。

まちづくりの施策を円滑に推進していくためには、社会情勢や経済状況、人口構造の変化、市民ニーズの多様化などに柔軟に対応できるように、限られた資源（人材・資産・資金等）を有効に配分し、活用する取組も併せて推進していくことが求められます。

こうした視点から、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針となる総合計画の中に、これまで進めてきた行財政改革の計画を内包することで、効率的かつ効果的に各施策の推進を図るとともに、将来に大きな負担が転嫁されることのないよう健全で持続可能な運営に努めてまいります。

2 進行管理

基本構想の実現に向けて、前期基本計画に掲げた重点プロジェクト（第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）や各分野の施策を確実に推進するため、行政評価や市民参加による外部評価を核としたマネジメントシステムにより、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」サイクルに基づく進行管理を行います。

行政評価

行政評価（施策評価及び事務事業評価）を実施することにより、進捗状況や課題等を確認し、必要に応じて事務事業等の見直し・改善を行うなど、次の成果につなげられるよう取組を進めます。また、その結果を本市のホームページ等で公表します。

外部評価

重点プロジェクト（第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）については、附属機関による外部評価を実施することにより、客観的な視点から検証することで、市民との協働による進行管理を行い、着実な推進につなげられるよう努めます。また、その結果については、と同様、本市のホームページ等で公表します。

市民意識調査

総合計画の各施策に対する重要度や満足度などを把握する市民意識調査を実施することにより、指標の到達度を測るとともに、成果を分析するための参考とすることで、毎年の施策展開に生かします。

